

最新のインボイス制度実務対応

税理士 渡辺 章

目 次

I	登録制度におけるポイント	1
1	申請書等の提出期限（15日ルール）	1
2	新設の法人等の特例	12
3	相続があった場合	15
4	簡易課税制度の届出特例	19
5	課税選択手続きとの関係	24
II	令和6年度改正のポイント	30
1	仕入税額控除に係る経過措置の見直し	30
2	帳簿に係る記載事項の見直し	32
3	経理方法の見直し	35
III	経理処理のポイント	38
1	「公共交通機関特例」と「出張旅費等特例」	38
2	電子インボイス	39
3	クレジットカードによる取引	43
4	銀行手数料	48
5	買手によるインボイスの修正等	51
6	立替金	52
7	報酬と源泉税	55
8	仕入明細書等の活用	57
IV	税額計算のポイント	61
1	計算方法の選択	61
2	小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）	63
V	個別事例のポイント	68
1	売手側の留意点	68
2	買手側の留意点	71

I 登録制度におけるポイント

1 申請書等の提出期限（15日ルール）

令和5年度改正による改正前の法令では、免税事業者が課税期間の初日から登録を受けるとした場合の登録申請書と適格請求書発行事業者が翌課税期間の初日に登録の取消しを行う場合の登録取消届出書とでは、その提出期限がバラバラでした。

また、免税事業者が、その登録日から自動的に課税事業者となる経過措置（以下、「免税事業者に係る登録の経過措置」）の適用を受けるとする場合には、「登録希望日」をその登録申請書に記載することができます。ただ、改正前の法令では、その場合の具体的な申請期限が一切示されていませんでした。このようなところを背景として、令和5年度改正によって、その提出期限を統一する、いわゆる「15日ルール」が創設されました。

【提出期限（15日ルール）】

- | |
|--|
| <p>(1) 登録申請書の提出（免税事業者が経過措置の適用を受けるとする場合）
→ その「登録希望日」から起算して15日前の日</p> <p>(2) 登録申請書の提出（免税事業者が課税事業者となった場合）
→ その課税事業者となった課税期間の初日から起算して15日前の日</p> <p>(3) 登録取消届出書の提出（適格請求書発行事業者がその登録を取りやめる場合）
→ その登録を取りやめようとする課税期間の初日から起算して15日前の日</p> |
|--|

（注1）発信主義

上記(1)～(3)のいずれの提出も、郵便等による場合は、その郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。

（注2）国税通則法10②《期間の計算及び期限の特例》との関係

国税通則法の特例規定により、上記(2)の提出期限が土曜日、日曜日、祝日等の場合には、その翌平日が提出期限となります。

一方、上記(1)及び(3)については、国税通則法の特例規定が適用されません。その15日前の日が、たとえ土曜日、日曜日、祝日等に当たるとしても、その15日前の日が提出期限となるので注意してください。

<参考>

～登録の取下げ～

登録通知日※までに適格請求書発行事業者の登録申請を取り下げるとする場合には、取下書を提出することになります（「インボイス制度において事業者が注意すべき事例集」（令和5年7月）国税庁（令和5年10月改訂））。

※ 登録通知日

登録申請書に登録希望日を記載し、登録希望日より前に登録通知を受けた場合には、その登録希望日の前日（到達主義）となります。

(1) 経過措置の適用を受ける場合

免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、「免税事業者に係る登録の経過措置」が設けられています(平成28年改正法附則44④、消基通21-1-1)。

この場合、その「登録希望日」から起算して15日前の日が登録申請書の提出期限となります(平成30年改正消令附則15②)。

なお、その「登録希望日」後に登録がされたときであっても、その「登録希望日」に登録を受けたものとみなされます(平成30年改正消令附則15③)。

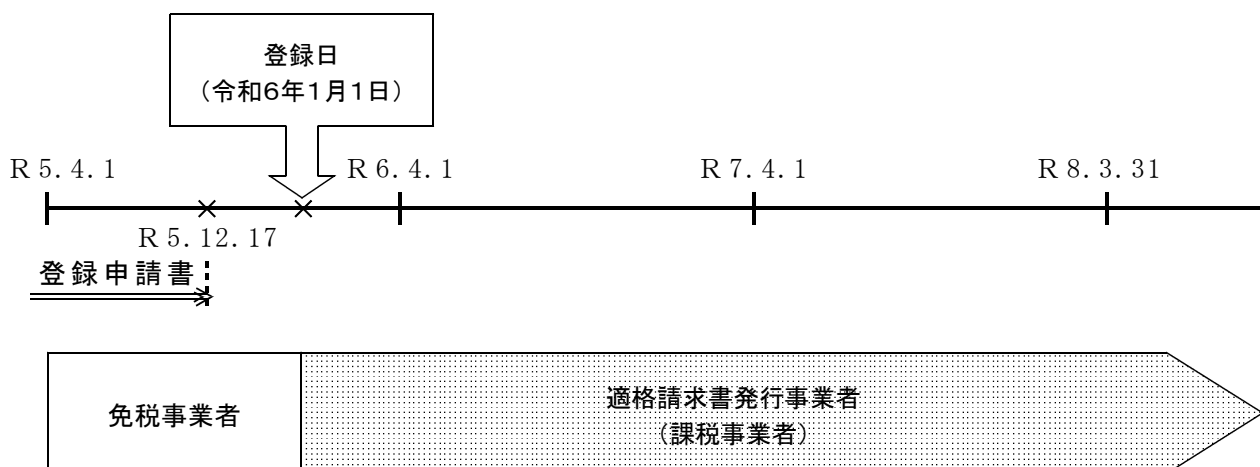
【申請書の提出期限】

令和5年10月1日後に登録を受けようとする事業者(「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受けることとなる事業者に限る。)が、登録申請書を提出する場合には、その申請書に登録を希望する年月日(その申請書を提出する日から15日を経過する日以後の日に限る。以下、「登録希望日」という。)を記載するものとする。

(注) 課税事業者としての拘束期間(平成28年改正法附則44⑤)

免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間において、「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用して登録を行った場合には、その登録日の属する課税期間の翌課税期間から、その登録日以後2年を経過する日の属する課税期間まで課税事業者として拘束されます。

【令和5年10月1日の属する課税期間に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

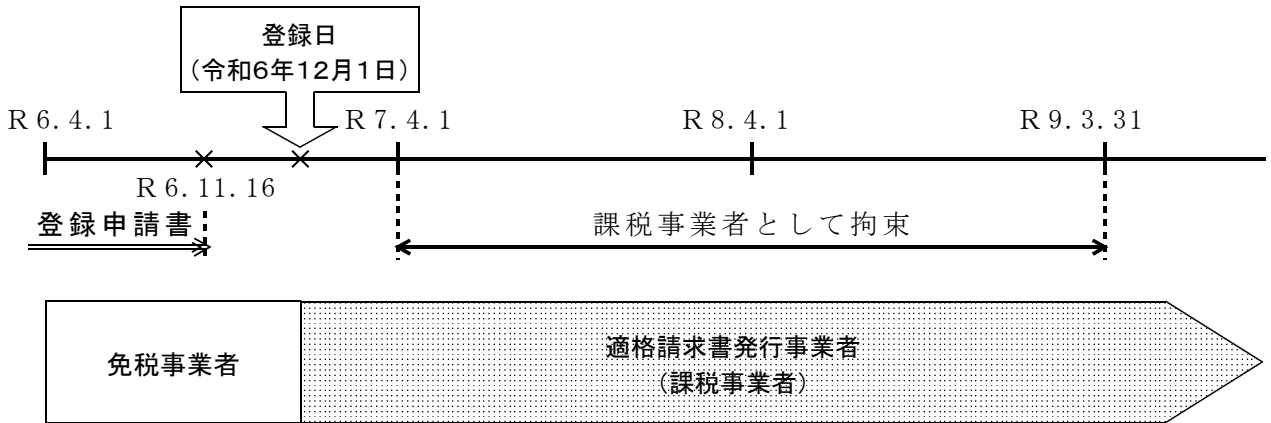
- ・登録申請書→登録希望日(令和6年1月1日)から起算して15日前の日(令和5年12月17日)までに提出

※ 課税事業者の選択手続きは不要です。なお、納税義務については次のようになります。

令和5年4月1日～令和5年12月31日は免税事業者

令和6年1月1日～令和6年3月31日は課税事業者

【令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→登録希望日（令和6年12月1日）から起算して15日前の日（令和6年11月16日）までに提出

※ 課税事業者としての拘束期間

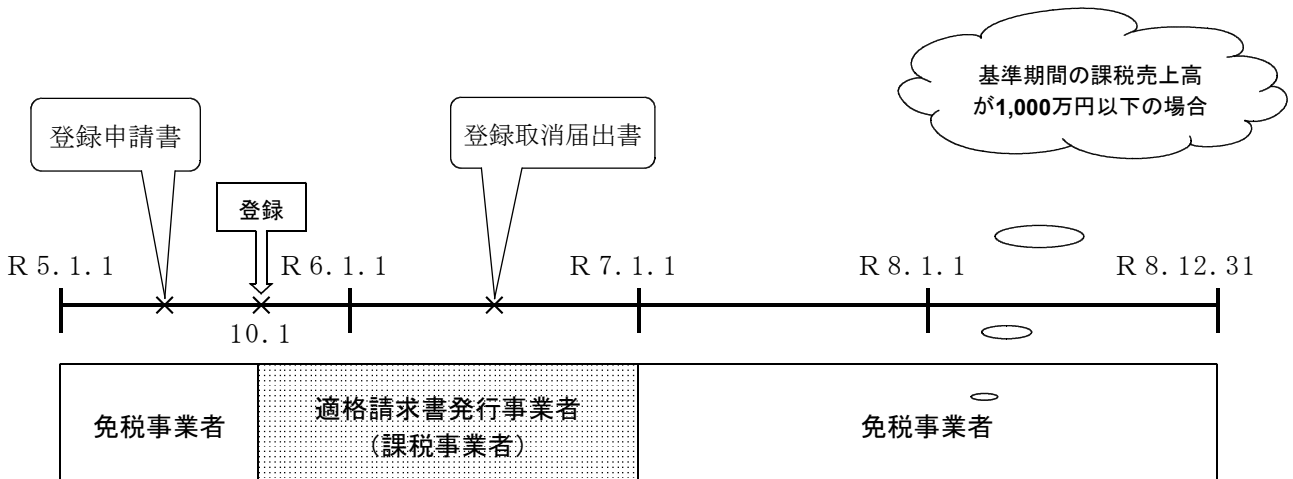
その登録日（令和6年12月1日）の属する課税期間の翌課税期間から、その登録日以後2年を経過する日（令和8年11月30日）の属する課税期間まで課税事業者として拘束されます。

<参考>

～個人事業者の場合～

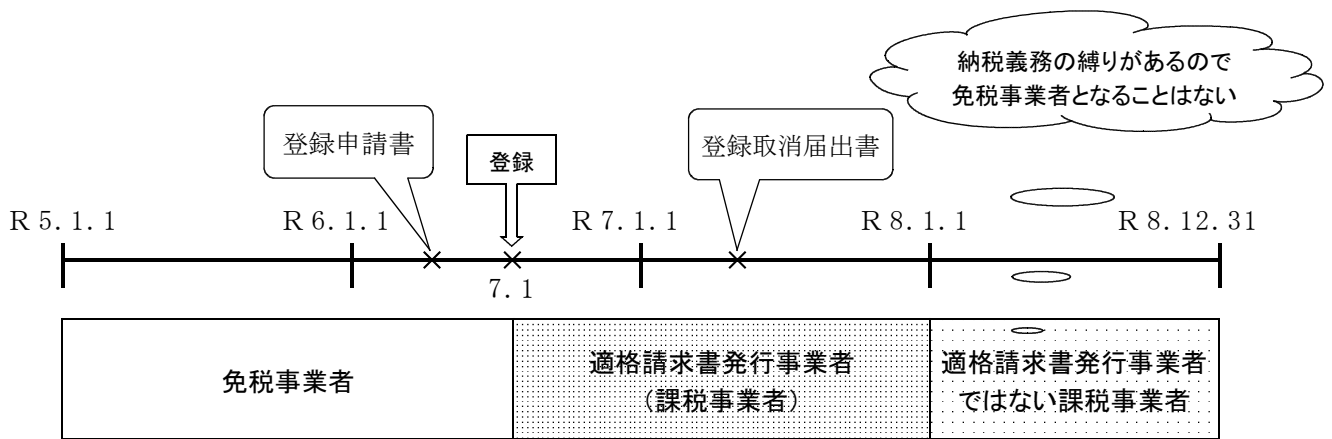
個人事業者の場合、令和5年中の登録と令和6年中の登録では、雲泥の差があるので注意してください。

【令和5年中に登録した個人事業者】



令和5年10月1日の属する課税期間において、「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用して登録を行った場合には、納税義務の縛りはありません。

【令和6年中に登録した個人事業者】

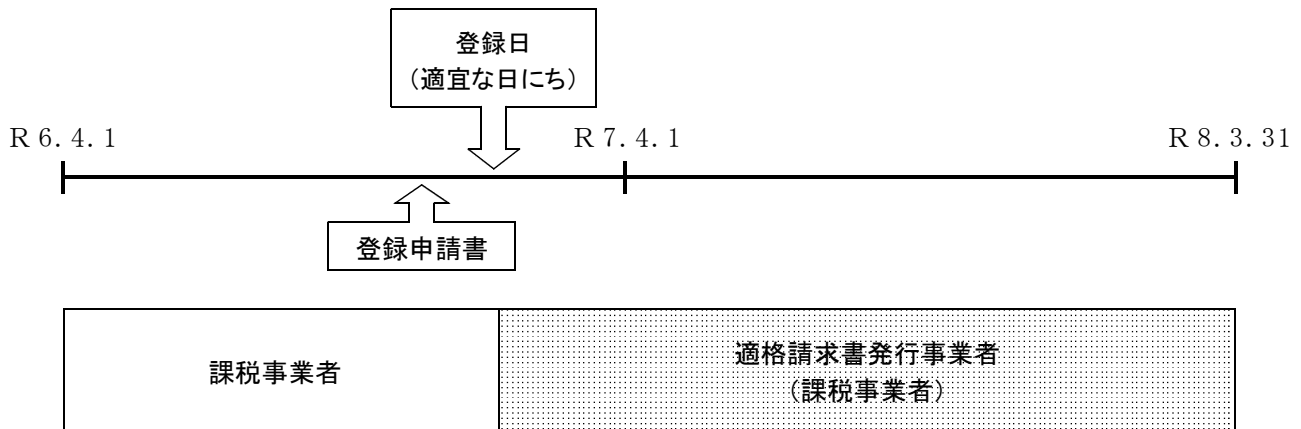


令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後に「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用して登録を行った場合には、納税義務の縛りがあります。

～課税事業者が登録する場合～

課税事業者が令和5年10月2日以後に登録を行う場合には、その登録申請書の提出期限が設けられておらず、登録申請により逐次登録が行われます。この場合、その登録日は、税務署長の審査が完了した適宜な日にちとなります（消法57の2③）。

【令和5年10月2日以後に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→随時提出

(2) 免税事業者が課税期間の初日に登録を受ける場合

基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者や課税事業者を選択した事業者は、その課税事業者となる課税期間の初日に適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。この場合、その課税期間の初日から起算して15日前の日が登録申請書の提出期限となります（消法57の2②、消令70の2①）。

なお、その15日前の日までに申請書を提出した事業者については、その課税期間の初日後に登録がされたときであっても、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（消令70の2②）。

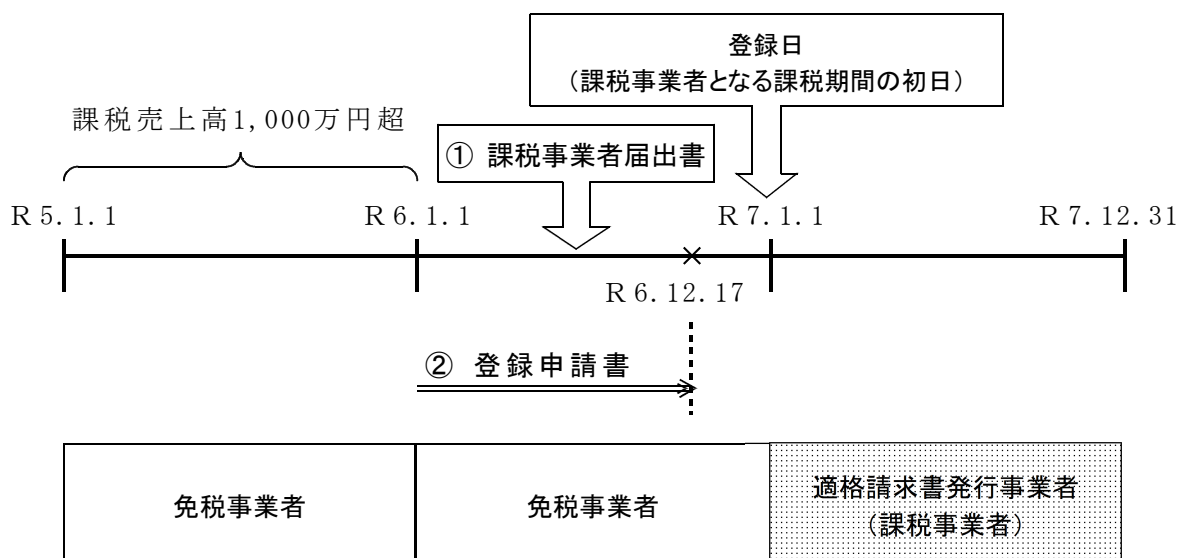
【申請書の提出期限】

課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとするときは、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、その登録申請書を税務署長に提出しなければならない。

(注) 経過措置の適用除外

基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者等が登録を受ける場合には、「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受けることはできません（平成28年改正法附則44④）。

【基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた個人事業者の場合】



[手続き]

① 課税事業者届出書→速やかに提出

※ 国税庁では、課税事業者届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に進行よう要望しています。

② 登録申請書→令和6年12月17日までに提出

< 参考 >

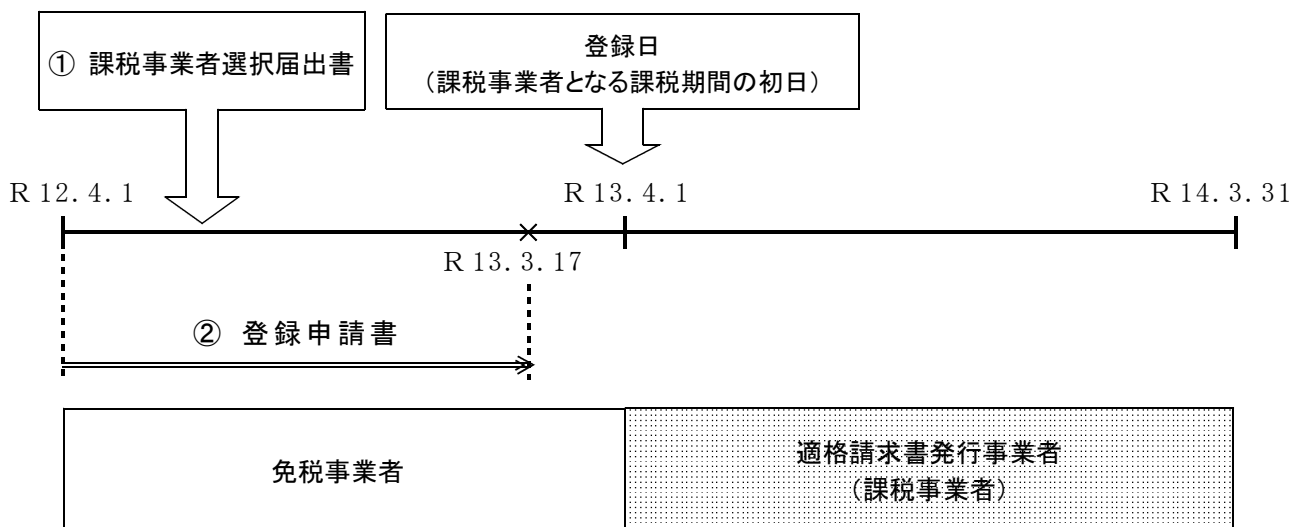
～課税事業者の選択による登録～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間経過後、免税事業者が登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。この場合、課税事業者選択届出書の提出期限は、その登録を受けようとする課税期間の直前の課税期間中となります（消法9④）。

また、その課税期間の初日から起算して15日前の日が登録申請書の提出期限となります（消法57の2②、消令70の2①）。

なお、その15日前の日までに申請書を提出した事業者については、その課税期間の初日後に登録がされたときであっても、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（消令70の2②）。

【課税選択をした課税期間の初日に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

- ① 課税事業者選択届出書→令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に提出
※ 国税庁では、課税事業者選択届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に行うよう要望しています。
- ② 登録申請書→令和13年3月17日までに提出
※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和13年4月1日）から起算して15日前の日は、「令和13年3月17日」となります。

(注) 経過措置と課税選択制度との適用関係

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間は、「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用できますが、あくまでこれを適用するかどうかは任意です。したがって、この期間中であっても、課税事業者を選択した上で登録申請を行うことはできます。

(3) 登録の取りやめ

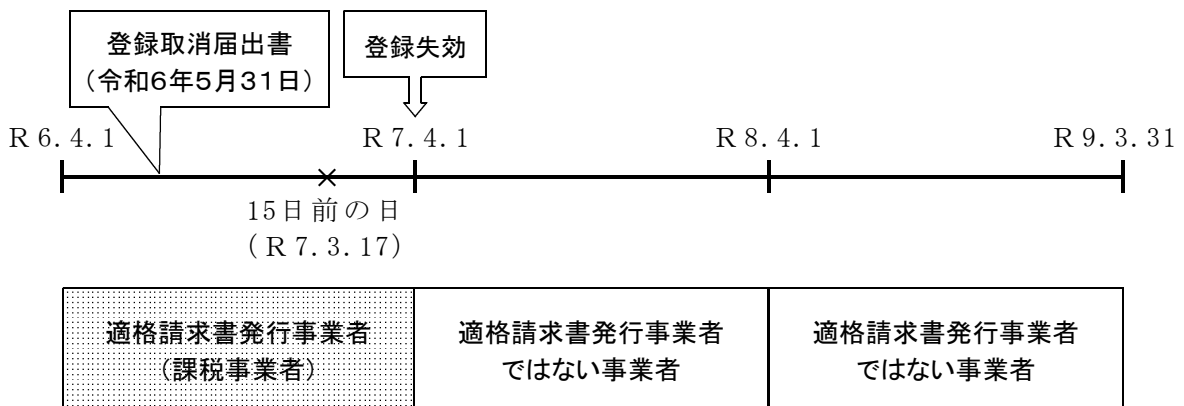
適格請求書発行事業者が、その登録を自ら取りやめたい場合には、登録取消届出書を提出します。この場合、その登録を取りやめようとする課税期間の初日から起算して15日前の日が届出書の提出期限となります（消法57の2⑩一、消令70の5③）。

なお、その届出書を提出した場合、原則として、その提出があった課税期間の翌課税期間に登録が失効しますが、15日前の日を過ぎるとその翌々課税期間に登録が失効します。

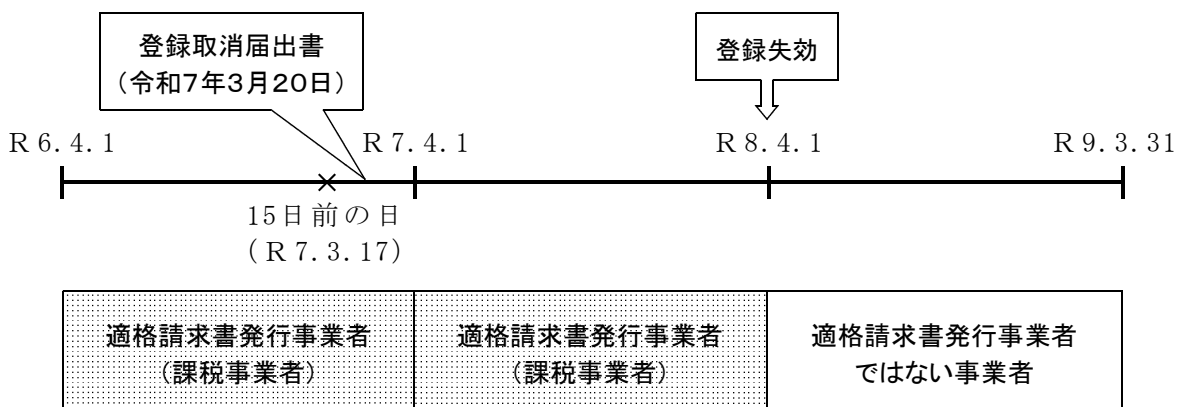
【届出書の提出期限】

適格請求書発行事業者が、登録取消届出書とその納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出があった日の属する課税期間の末日の翌日（その提出がその届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日の翌日からその届出書の提出があった日の属する課税期間の末日までの間にされた場合には、その課税期間の翌課税期間の末日の翌日）に、その登録は、その効力を失う。

【15日前の日までに提出した3月決算法人の場合】



【15日前の日後に提出した3月決算法人の場合】



➡ 届出書の提出を失念した場合には期間短縮制度を検討してください。

(注) 経過措置に係る納税義務の縛りがある場合

令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後に「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受けて登録した場合には、課税事業者としての拘束期間中は、免税事業者には戻れません。

< 参考 >

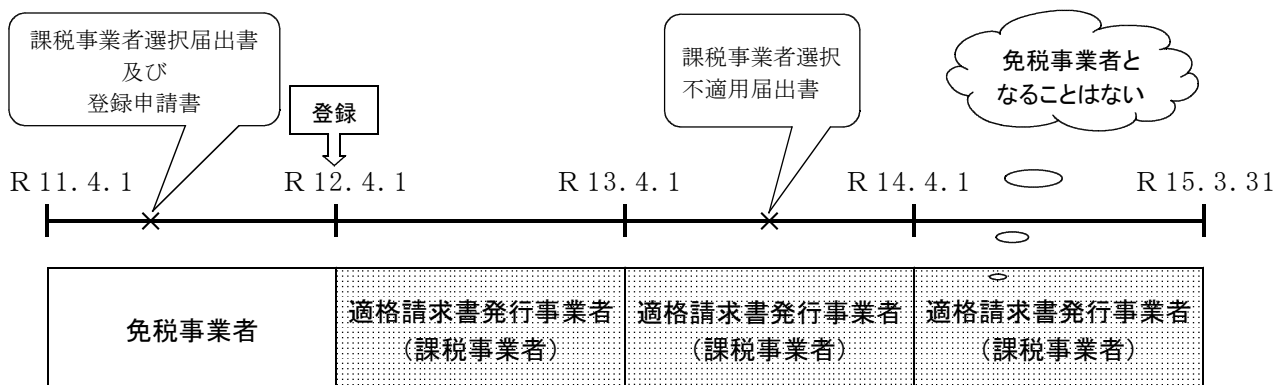
～登録取消届出書と課税事業者選択不適用届出書との関係～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間経過後、免税事業者が適格請求書発行事業者となるためには、課税事業者選択届出書を提出した上で登録申請書を提出します。

ここで、適格請求書発行事業者の登録制度と課税選択制度のそれぞれを解除しようとする場合、その提出書類と納税義務の判定については注意が必要です。

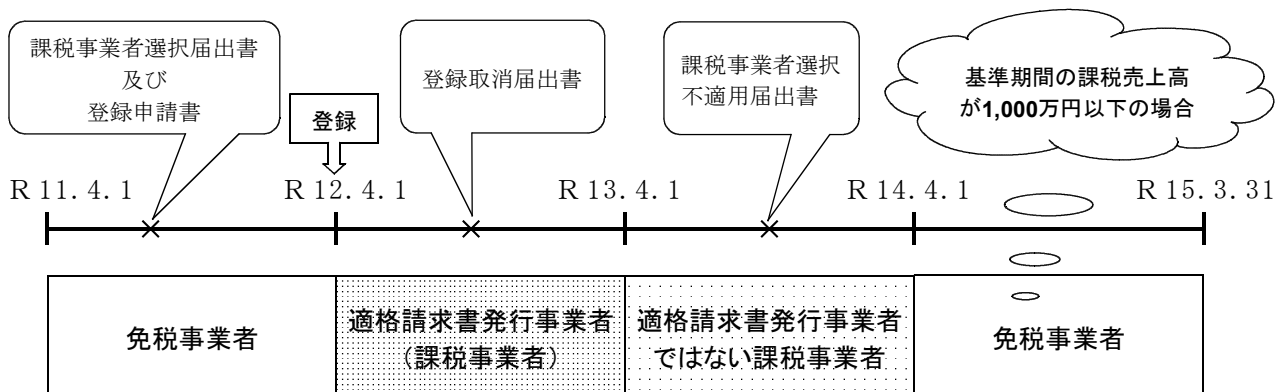
たとえば、その登録後に課税事業者選択不適用届出書を提出したとしても、適格請求書発行事業者の登録を受けている限りは、免税事業者に戻ることはありません。

【課税選択制度を解除した場合】



また、適格請求書発行事業者の登録を取り消すために登録取消届出書を提出したとしても、課税事業者選択不適用届出書を提出しない限りは、免税事業者に戻ることはありません。

【適格請求書発行事業者の登録制度を解除した場合】



～事業廃止等の取扱い～

事業者が、事業を廃止した場合には「事業廃止届出書」、合併による消滅の事実があった場合には「合併による法人の消滅届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（消法57①三、五）。

なお、「事業廃止届出書」を提出した場合には、事業を廃止した日の翌日、「合併による法人の消滅届出書」を提出した場合には、法人が合併により消滅した日に適格請求書発行事業者の登録は失効します（消法57の2⑩、消基通1-7-6、1-7-7）。

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

收受印

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) (〒 -) 本店又は主たる事務所の所在地 (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 納税地 (〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は名称 (印欄)
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名
		法人番号
_____ 税務署長殿		

この申請書に記載した次の事項 (印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に記載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
 1 申請者の氏名又は名称
 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)	
	<input type="checkbox"/>	課税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)
	<input type="checkbox"/>	免税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)
	<input type="checkbox"/>	新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等
	<input type="checkbox"/>	事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。
		課税期間の初日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	上記以外の課税事業者
	<input type="checkbox"/>	上記以外の免税事業者
税理士署名	(電話番号 - -)	

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	人力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	登録番号	T				

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2 / 2】

氏名又は名称

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、 <input type="checkbox"/> にレ印を付し記載してください。 <input type="checkbox"/> 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
	個人番号 生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日
	事業内容等 事業内容	法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円 登録希望日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	納税管理人の届出をしています。	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署 税 務 署	
	死亡年月日 （フリガナ）	令和 年 月 日
	納税地 （フリガナ）	(〒 -)
	氏名	登録番号 T
参 考 事 項		

適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

(収受印)

令和 年 月 日	届	(フリガナ)																		
		納 税 地	(〒 -)																	
	出 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名																		
		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。																	
_____ 税務署長殿	登 録 番 号	T																		

下記のとおり、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求めますので、消費税法第57条の2第10項第1号の規定により届出します。

	令和 年 月 日
登録の効力を失う日	※ 登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。 ただし、この届出書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に効力を失うこととなります。 登録の効力を失った旨及びその年月日は、国税庁ホームページで公表されます。
適格請求書発行事業者の登録を受けた日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		通 信 日 付 印	確 認	
					年 月 日	確 認	
	届出年月口	年 月 口	入力処理	年 月 口	番号確認		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

2 新設の法人等の特例

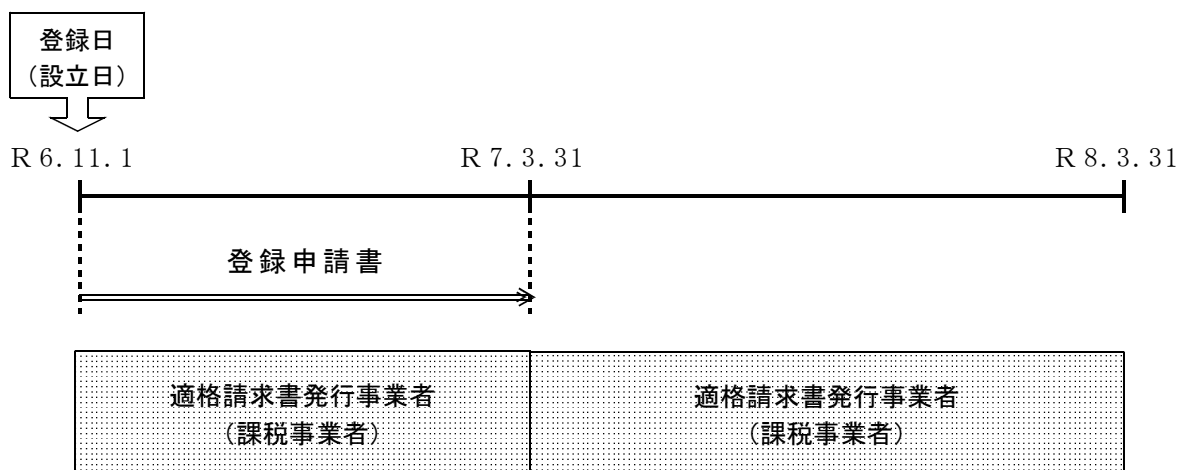
事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けたい事業者は、その旨を記載した登録申請書とその課税期間の末日までに提出することで、その初日に遡って登録を受けられます（消令70の4、消規26の4、消基通1-4-7、1-4-8、1-7-6）。

たとえば、新設の法人が、その設立日から適格請求書発行事業者の登録を受けたい場合には、その旨を記載した登録申請書とその設立課税期間の末日までに提出することになります。

(注) 新設合併、新設分割、個人事業者の新規開業等の場合も同様です。

また、吸収合併又は吸収分割により、登録を受けていた被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合における吸収合併又は吸収分割があった日の属する課税期間についても、この特例の適用があります。

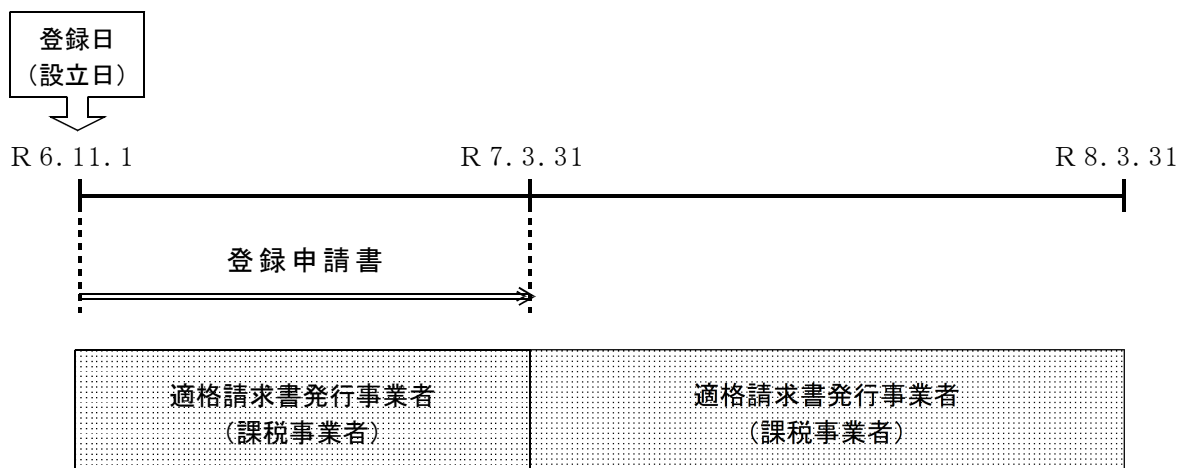
【令和6年11月1日に設立された資本金1,000万以上の3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間に提出（課税期間の初日から登録を受けたい旨を記載します。）

【令和6年11月1日に設立された資本金1,000万未満の3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間に提出（課税期間の初日から登録を受けたい旨を記載します。）

※ 「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用により、設立日に遡って登録を受けたものとみなされ、設立日（登録日）から課税事業者となります（「インボイスQ & A」問11）。したがって、課税事業者の選択手続きは不要です。

(注) 開業課税期間の中途において登録を受ける場合

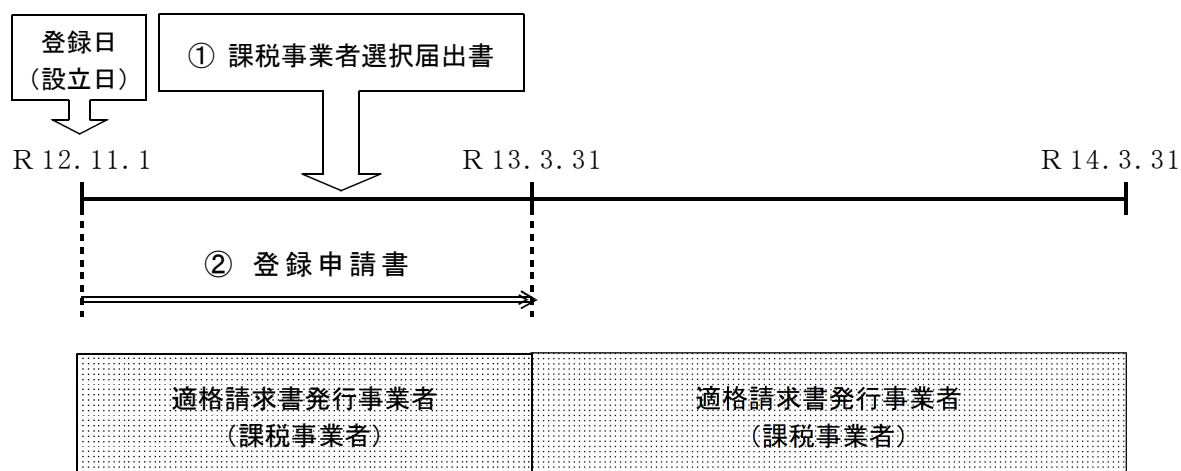
資本金の額又は出資の金額が1,000万未満である新設の法人や個人事業者が、開業課税期間の中途に「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用して登録を受ける場合には、その「登録希望日」から起算して15日前の日までに登録申請書を提出する必要があります。

<参考>

～資本金1,000万未満の新設の法人等が経過措置適用期間経過後に登録を受ける場合～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間経過後、資本金の額又は出資の金額が1,000万未満である新設の法人や個人事業者が、上記で解説した「新設の法人等の特例」の適用を受ける場合には、登録申請書のほか、課税事業者選択届出書を開業課税期間の末日までに提出する必要があります（「インボイスQ & A」問11）。

【令和12年11月1日に設立された資本金1,000万未満の3月決算法人の場合】



[手続き]

- ① 課税事業者選択届出書→令和12年11月1日から令和13年3月31日までの間に提出

※ 国税庁では、課税事業者選択届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に行うよう要望しています。

- ② 登録申請書→令和12年11月1日から令和13年3月31日までの間に提出（課税期間の初日から登録を受けたい旨を記載します。）

< 参考 >

～登録通知が届くまでの取扱い～

(1) 売手側の取扱い

適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日からインボイス等の交付義務は生じますが、登録通知を受けるまでの間、インボイス等を交付することはできないので注意してください。

特に、新規開業等の場合には、特例により、事業を開始した課税期間の初日に遡って登録を受けられますが、この場合もそれなりのタイムラグが生じる可能性があります。

このようなケースで、売手側は、たとえば次のような対応が必要となります（「インボイスQ & A」問36、37）。

【事後交付等の対応】

- ・ 事前にインボイス等の交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイス等を交付する。
- ・ 取引先に対して、通知を受けるまでは、登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイス等を交付し直す。
- ・ 取引先に対して、通知を受けるまでは、登録番号のない請求書等を交付し、その請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイス等に不足する登録番号を書類やメール等で通知する。

なお、小売業や飲食店業などの不特定かつ多数の者に対して事業を行う場合には、上記の「事後交付等の対応」が困難な場合があります。そのため、小売店等を営む事業者が、不特定かつ多数の者に登録番号のないレシート等を交付している場合、事前にインボイスの交付が遅れる旨をその事業者のホームページや店頭において通知した上で、登録後に改めてホームページ等で登録番号を公表するなどの対応も考えられます。

(2) 買手側の取扱い

登録番号のない請求書等を受領した事業者（買手側）は、申告期限後にインボイス等を受領する又は追加で登録番号の通知を受けることになった場合であっても、事前に売手側が適格請求書発行事業者の登録を受けることを確認できたときは、登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うことができます（「インボイスQ & A」問37）。

この場合、事後的に交付されたインボイス等や登録番号の通知を保存することが必要となります。

なお、事後的にインボイス等の交付や通知を受けることができなかった場合には、仕入税額控除を行った翌課税期間において、本来の控除税額との差額を調整することになります。

(注) 「少額特例」の適用対象となる買手側においては、上記のような対応は必要ありません。

3 相続があった場合

(1) 死亡届出書の提出

個人事業者である適格請求書発行事業者が死亡した場合、その相続人は、「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を速やかに、その適格請求書発行事業者に係る納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（消法57の3①）。

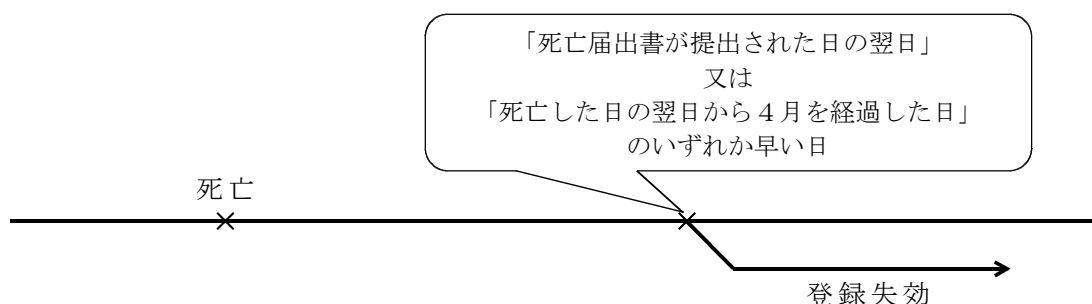
(2) 被相続人の登録番号等の取扱い

被相続人の適格請求書発行事業者としての登録は、その死亡によって即失効するわけではなく、一定期間後に失効することになります。

① 事業承継した相続人がいない場合等

事業を承継した相続人がいない場合や被相続人の事業を承継した相続人自身が既に登録番号を持つ適格請求書発行事業者である場合には、「適格請求書発行事業者の死亡届出書」が提出された日の翌日又はその死亡した日の翌日から4月を経過した日のいずれか早い日に被相続人に係る適格請求書発行事業者の登録は失効します（消法57の3②）。

【事業承継した相続人がいない場合等】



② 相続人が事業承継した場合

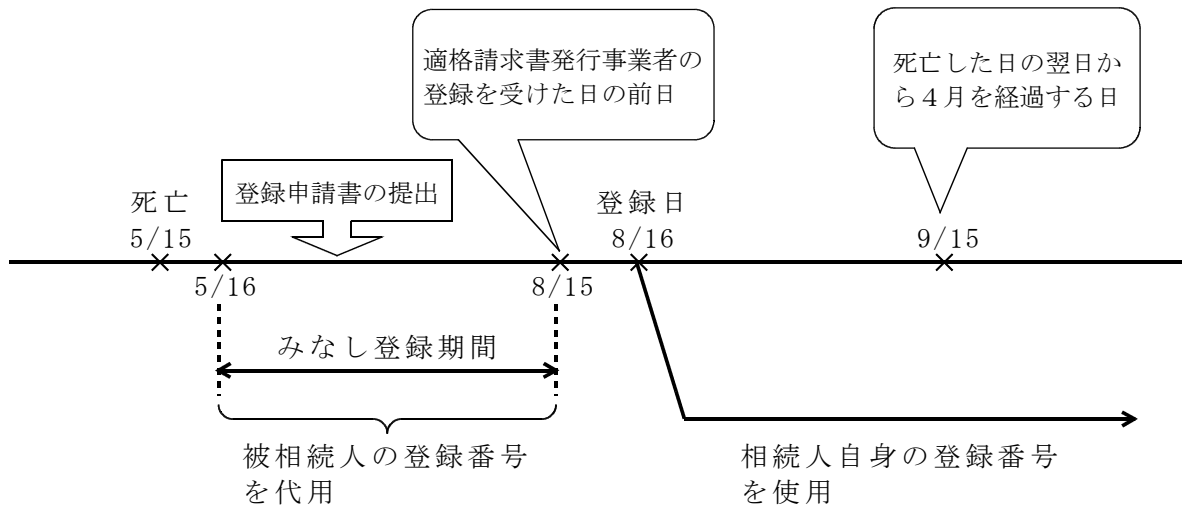
相続人（既に適格請求書発行事業者である者を除きます。）が、その被相続人の事業を承継した場合には、次の「みなし登録期間」中は、その被相続人に係る登録内容に基づいて、その被相続人の登録番号を相続人が代用することになります。

そして、その「みなし登録期間」後は、基本的にはその相続人自身の登録が完了しているはずですから、その被相続人の登録は失効し、その相続人は自身の登録番号を使用することになります（消法57の3③④）。

[みなし登録期間]

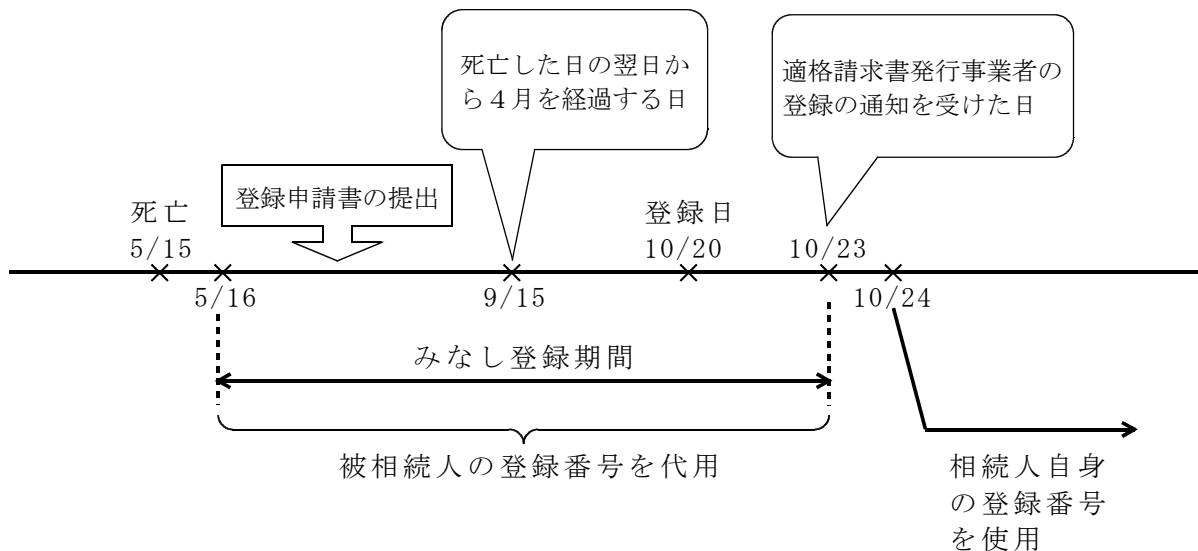
みなし登録期間とは、「その相続のあった日の翌日」から、「その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日」又は「その被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日」のいずれか早い日までの期間をいいます。

【登録日が先に到来する場合】



(注) 事業承継した相続人については、みなし登録期間中は課税事業者となりますから、登録申請書のみを提出すればよく、課税事業者選択届出書の提出は不要です（消基通1-7-4）。なお、免税事業者ではありませんから、当然に「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用して登録申請することはできません。

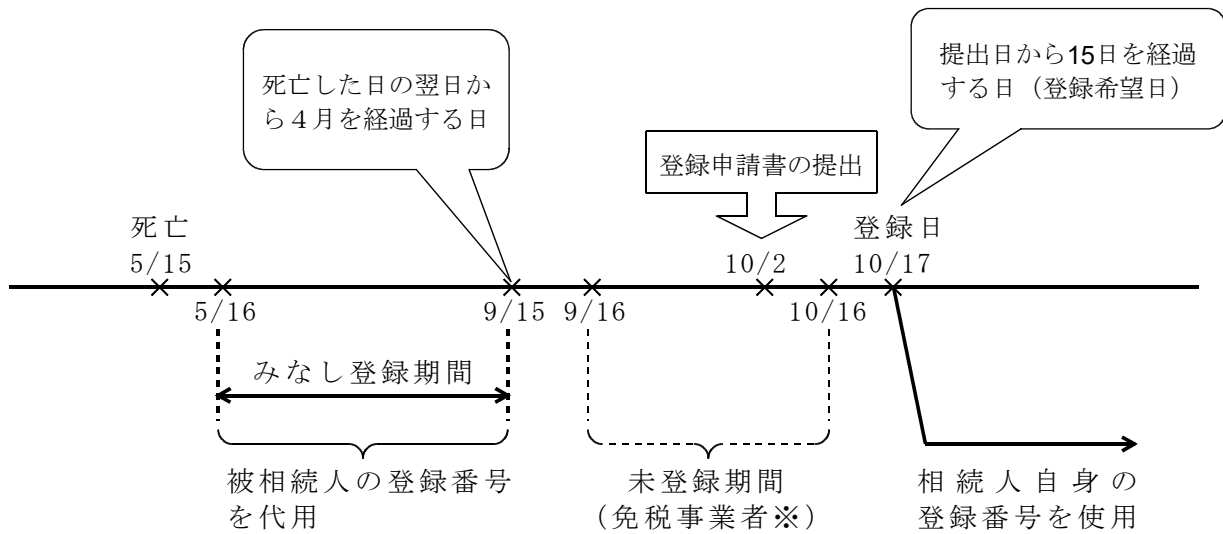
【4月を経過する日が先に到来する場合】



(注) 事業を承継した相続人が、「その被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日」までに自らの登録申請書を提出していることを条件に「みなし登録期間」の延長が認められます。

この場合、「その被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日」までに、その登録申請に係る登録又は登録拒否の処分通知がないときは、その通知がその相続人に到達するまでの期間が「みなし登録期間」とみなされます（消令70の6②）。

【被相続人の登録申請が遅れた場合】



※ 被相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、相続人のその相続があった日の翌日から年末までの納税義務は免除されません。

(注) 相続人が、その被相続人が死亡した日の翌日から4カ月以内に登録申請書を提出していない場合には、その4カ月目(9/16)にその被相続人の登録は失効します。

ここで、その相続人が改めて「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用して登録申請する場合には、15日ルールが適用されます。

なお、その相続人が、この経過措置適用期間経過後に登録しようとする場合には、原則として、課税選択の上、翌年1月1日からの登録となります。

適格請求書発行事業者の死亡届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;"> 收受印 </div>		令和 年 月 日		(フリガナ)					
届出者 _____ 税務署長殿		住所又は居所		(〒 -)				(電話番号 - -)	
		氏名		(フリガナ)					
		個人番号							
下記のとおり、適格請求書発行事業者が死亡したので、消費税法第57条の3第1項の規定により届出します。									
死亡年月日		令和 年 月 日							
適格請求書発行事業者	納税地		(フリガナ)		(〒 -)				
	氏名		(フリガナ)						
	登録番号		〒						
届出者と死亡した適格請求書発行事業者との関係									
相続による届出者の事業承継の有無				適格請求書発行事業者でない場合は、有無のいずれかを○で囲んでください。 有 ・ 無					
参考事項									
税理士署名		(電話番号 - -)							
※税務署処理欄	整理番号		部門番号		届出年月日		年 月 日		
	入力処理		年 月 日		番号確認		身元確認		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
						確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()			

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

4 簡易課税制度の届出特例

(1) 「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受ける場合

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるに当たっては、これと併せて簡易課税制度を選択するケースが多くなるものと思われます。

ここで、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間において、「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受ける事業者は、簡易課税制度選択届出書について、提出時期の特例の適用を受けることができます。

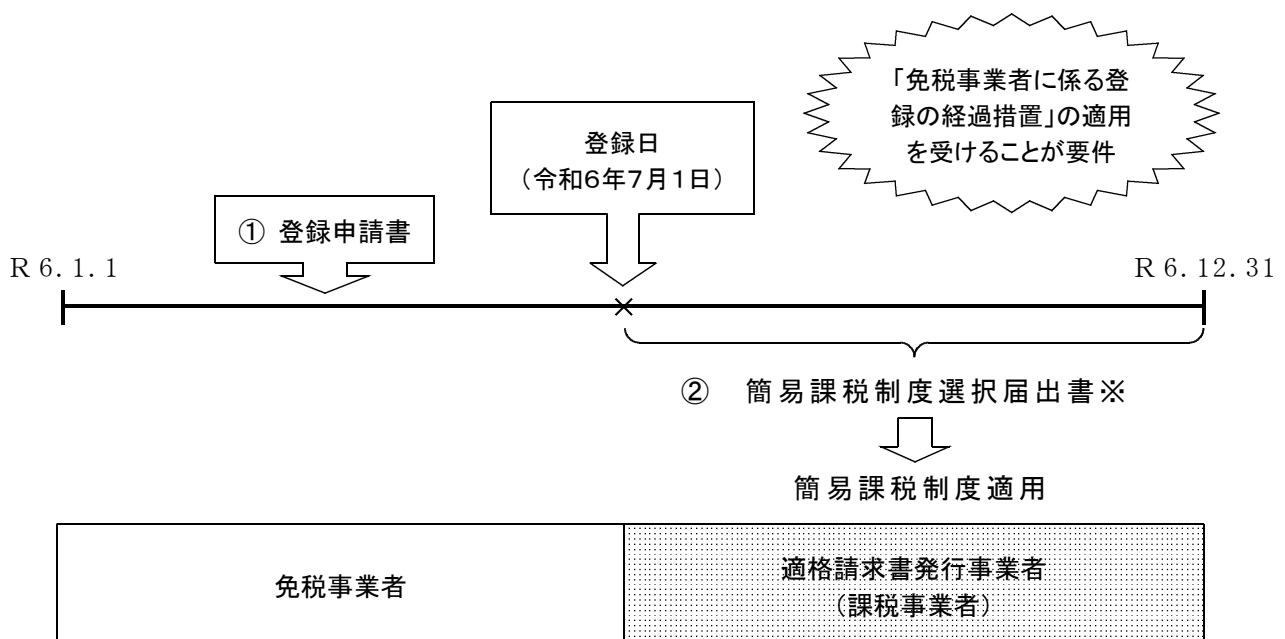
この場合、簡易課税制度選択届出書に、その課税期間から簡易課税制度を適用する旨を記載し、これをその登録日の属する課税期間中に提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用できます（平成30年改正消令附則18）。

(注) 課税期間の初日から登録を受ける場合

あくまでも、免税事業者が、「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受けることが要件となっています。

したがって、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことなどにより、課税事業者となった課税期間の初日から登録を受ける場合には、この特例の適用はないので注意してください。

【簡易課税制度の届出特例】



[手続き]

① 登録申請書→令和6年6月16日までに提出

② 簡易課税制度選択届出書→令和6年12月31日までの間に提出（特例の適用を受ける旨を記載します。）

※ 簡易課税制度選択届出書を原則どおり前課税期間中に提出する方法もあります。

[届出書への記入]

届出書の「特例の適用を受ける旨」欄にチェックマークを付けます。

税務署長殿		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。									
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。 <input type="checkbox"/> 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定 又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定 により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。												
①	適用	開始課税期間	自	令和	年	月	日	至	令和	年	月	日

ここに✓マーク

<参考>

～簡易課税制度選択届出書の取り下げ～

財務省は、令和5年1月20日に「インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答」（以下、「負担軽減措置FAQ」）を公表しました。

この「負担軽減措置FAQ」の中で、簡易課税制度選択届出書の取り下げについての問が掲載されています。

○小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

問7. 免税事業者である個人事業者です。登録申請書（令和5年10月1日登録）とともに簡易課税制度選択届出書を提出しているところ、申告時に2割特例と本則課税を選択適用できるようにしたいのですが、どのような手続きをすればよいでしょうか。

（答）

簡易課税制度選択届出書は、その届出書の提出可能な期限までは、取り下げが可能であると取り扱われています。この点、免税事業者が登録申請を行った場合には、登録を受けた日から課税事業者となることができる経過措置が設けられており、この経過措置の適用を受ける場合、登録開始日を含む課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされています。

したがって、ご質問の場合、簡易課税制度選択届出書は、令和5年12月31日まで提出可能となるため、同日までに取下書を提出することにより、その届出を取り下げることが可能となります。

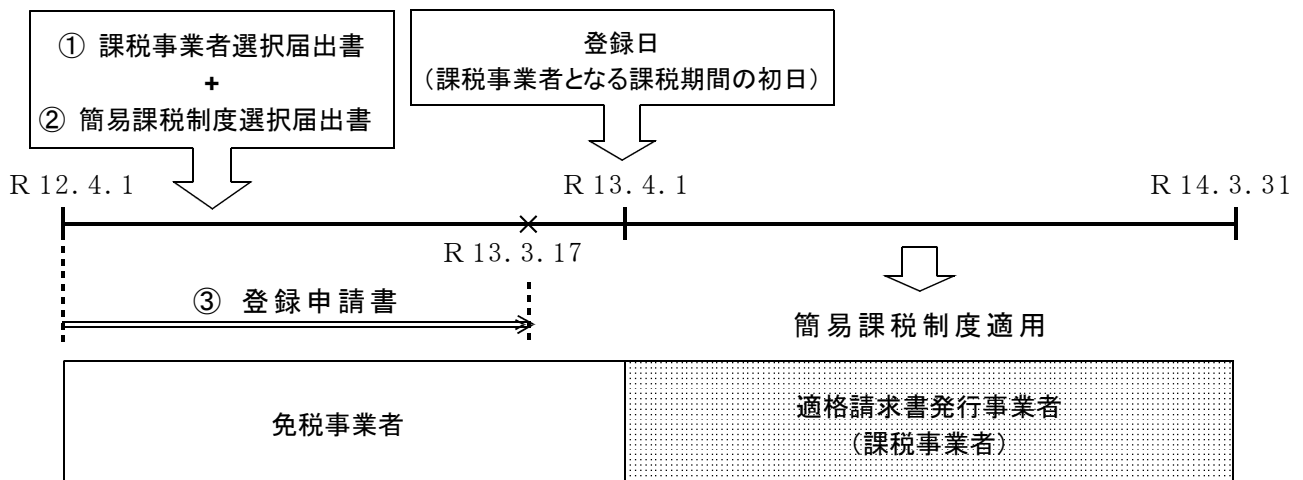
なお、取下書の書式は定められておりませんので、取下対象となる届出書が特定できるよう、提出日、届出書の様式名（表題）、提出方法（書面又はe-Tax）、届出者の氏名・名称、納税地及び提出した届出書を取り下げる旨の記載をし、署名の上、所轄の税務署までご提出ください。

（出典：「負担軽減措置FAQ」）

～経過措置適用期間経過後の課税期間の場合～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間経過後については、上記の「簡易課税制度の届出特例」の適用はありません。

したがって、免税事業者が適格請求書発行事業者となり、簡易課税制度の適用を受ける場合には、原則として、その登録を受けようとする課税期間の直前の課税期間中に、①課税事業者選択届出書及び②簡易課税制度選択届出書、そして、その課税事業者となる課税期間の初日から起算して15日前の日までに、③登録申請書を提出することになります。



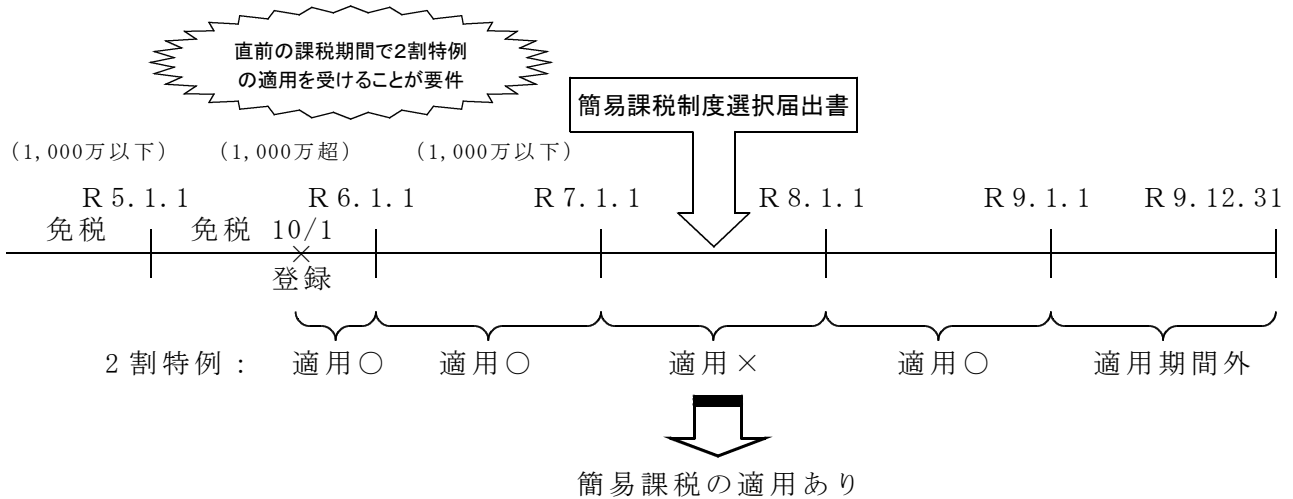
[手続き]

- ① 課税事業者選択届出書→令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に提出
※ 国税庁では、課税事業者選択届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時にを行うよう要望しています。
- ② 簡易課税制度選択届出書→令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に提出
- ③ 登録申請書→令和13年3月17日までに提出

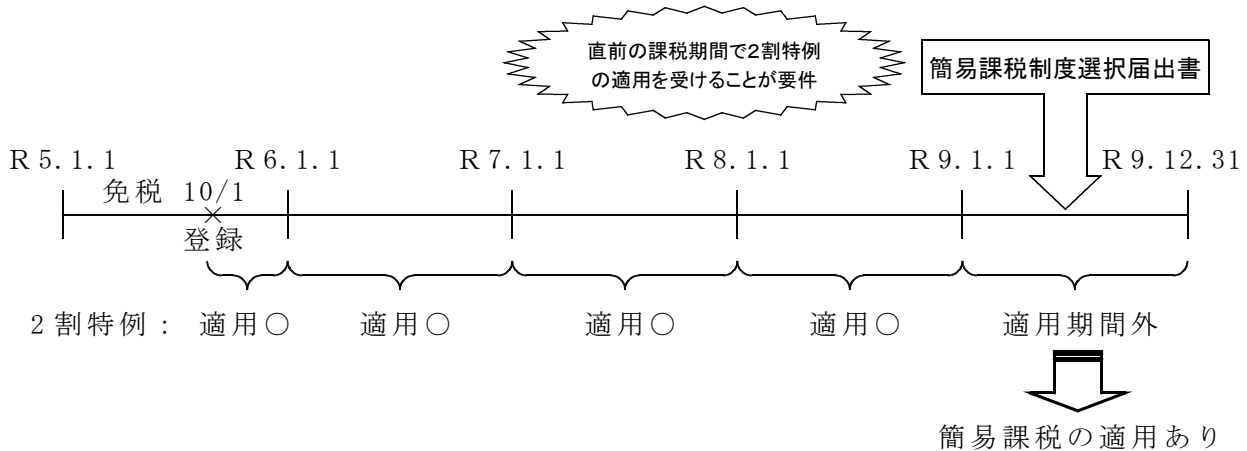
(2) 「2割特例」の適用を受ける場合

「2割特例」の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、その提出日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（平成28年改正法附則51の2⑥）。

【基準期間の課税売上高が1,000万円を超える課税期間】



【2割特例の適用可能期間を経過した直後の課税期間】



[届出書への記入]

届出書の「特例の適用を受ける旨」欄にチェックマークを付けます。

税務署長殿		法人番号		※個人の方は個人番号の記載は不要です。							
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。 <input checked="" type="checkbox"/> 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定 又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定 により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。											
①	適用開始課税期間	自	令和	年	月	日	至	令和	年	月	日

ここに✓マーク

消費税簡易課税制度選択届出書

収受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)					
税務署長殿		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名					
		法 人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。				
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。 <input type="checkbox"/> 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定 又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定 により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。							
①	適用開始課税期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日				
②	①の基準期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日				
③	②の課税売上高	円					
事 業 内 容 等		(事業の内容)			(事業区分) 第 種事業		
提出要件の確認		次のイ、ロ、ハ又はニの場合に該当する （「はい」の場合のみ、イ、ロ、ハ又はニの項目を記載してください。）			はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		イ	消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合	課税事業者となった日	令和 年 月 日	課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	はい <input type="checkbox"/>
		ロ	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する（該当していた）場合	設立年月日	令和 年 月 日	基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	はい <input type="checkbox"/>
		ハ	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合（同条第2項の規定の適用を受ける場合）	仕入れ等を行った課税期間の初日	令和 年 月 日	この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	はい <input type="checkbox"/>
				建設等が完了した課税期間の初日	平成 令和 年 月 日		はい <input type="checkbox"/>
		ニ	消費税法第12条の4第3項に規定する「金地金等の仕入れ等」を行っている場合	「金地金等の仕入れ等」の合計額（税抜金額）が2百万円以上となった課税期間の初日	令和 年 月 日	この届出による①の「適用開始課税期間」は、金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の合計額（税抜金額）が2百万円以上となった課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	はい <input type="checkbox"/>
				※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。なお、この届出書を提出した課税期間が、上記ニに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間における金地金等の仕入れ等の金額の合計額（税抜金額）が2百万円以上となった場合も同様となります。詳しくは、裏面をご確認ください。			
		参 考 事 項					
税 理 士 署 名		(電話番号 - -)					
※ 税務署 処理欄	整理番号			部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	
	通信日付印 年 月 日	確認	番号 確認				

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

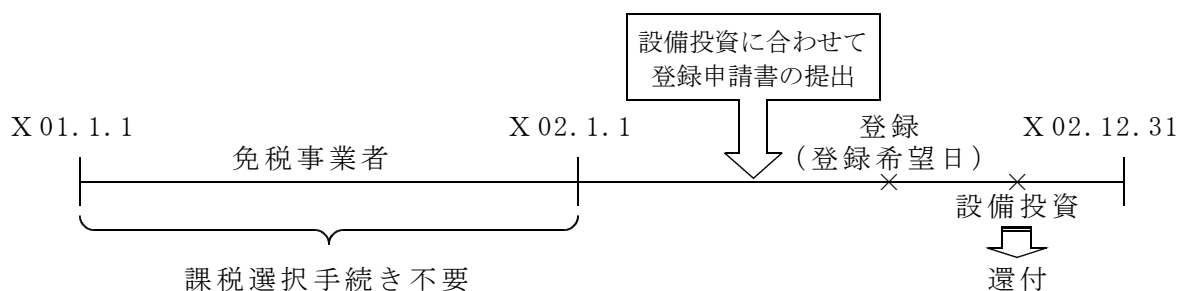
5 課税選択手続きとの関係

(1) 経過措置の活用

適格請求書発行事業者の登録を行うということは、事実上の課税選択となります。

従来であれば、免税事業者が設備投資などによる還付を受けるためには、課税事業者選択届出書とその還付を受けようとする課税期間の直前の課税期間中に提出しなければなりませんでしたが、インボイス制度開始後、「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用することによって、より機動的に還付請求手続きを行うことができます。

【経過措置の活用】



(2) 3年縛りとの関係

課税事業者を選択した事業者が、本来の課税事業者としての拘束期間中に調整対象固定資産（税抜取得価額が100万円以上の固定資産をいいます。）を取得した場合には、その調整対象固定資産を取得した課税期間から第三年度の課税期間までは課税事業者として拘束され、かつ、簡易課税制度を適用することができません（消法9⑦、消法37③一）。

しかし、「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用による適格請求書発行事業者の登録によって課税事業者となった事業者が、調整対象固定資産を取得したとしても、原則として、この3年縛りは発動されません。

【調整対象固定資産を取得した場合】



(注) その調整対象固定資産が高額特定資産（税抜取得価額が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。）に該当する場合には、3年縛りが発動されます（消法12の4①、消令25の5）。

(事例1) 課税事業者の選択①

給与所得者である個人Aは、令和6年7月中に倉庫建物の建築を建設業者に発注し、貸倉庫業を開業する予定です。この倉庫建物の建築代金は5,500万円であり、完成引渡しは令和6年12月20日を予定しています。また、この貸倉庫による収入として年間480万円を見込んでいます。なお、倉庫以外に固定資産を取得する予定はありません。

この場合に個人Aが取るべき手続きを教えてください。



【回答】

課税事業者選択届出書の提出による手続きも考えられますが、貸倉庫業という業種から、適格請求書発行事業者の登録を前提に考えていきます。

① 「登録申請書」を完成引渡しの日である令和6年12月20日（登録希望日※）から起算して15日前の日（令和6年12月5日）までに提出します。

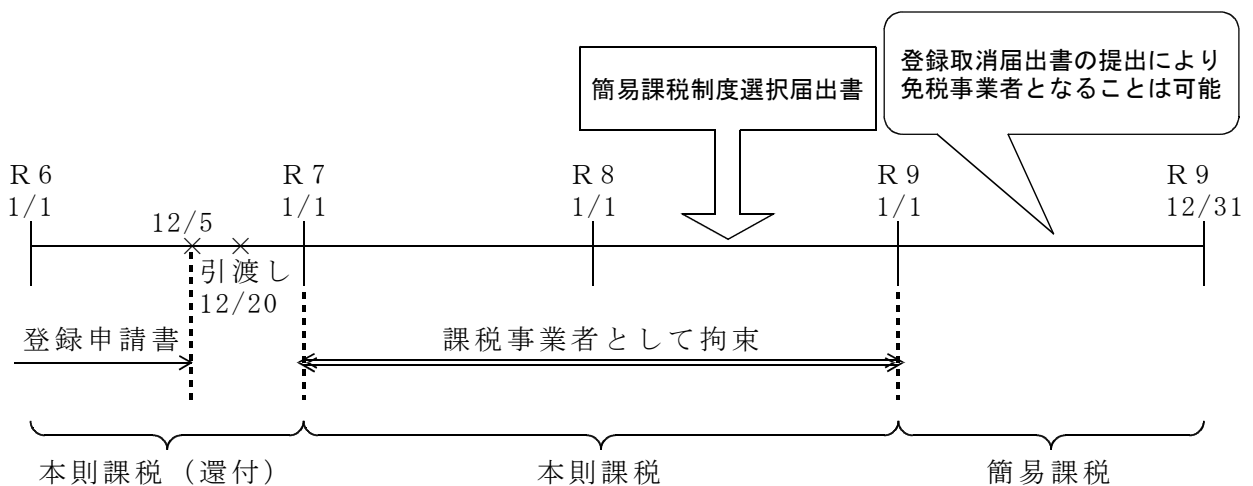
※ 実務上は、少し余裕を持って設定してもよいかもしれません。

② 令和8年中に簡易課税制度選択届出書を提出します。

【解説】

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を行うということは、事実上の課税選択に他なりません。従来は、課税事業者選択届出書を提出して課税選択を行っていましたが、この場合だと、課税期間単位での課税選択となってしまいます。適格請求書発行事業者の登録申請による課税選択であれば、より機動的に課税選択を行うことができますから、本事例のような還付請求手続きを行う場合には、当面、こちらの手続きの方が主流となります。

[図解]



(1) 適格請求書発行事業者の登録手続き

免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、「免税事業者に係る登録の経過措置」が設けられています(平成28年改正法附則44④)。この経過措置により、「登録希望日」に登録を行うことができますが、その「登録希望日」から起算して15日前の日が登録申請書の提出期限となります(平成30年改正消令附則15②)。したがって、登録申請書を令和6年12月5日までに提出し、令和6年12月20日より課税事業者となります。

なお、課税事業者が、高額特定資産である倉庫建物を取得していることから、倉庫建物を取得した日の属する課税期間の初日(令和6年1月1日)から3年を経過する日(令和8年12月31日)の属する課税期間である令和8年まで課税事業者として拘束されます(消法12の4①)。

ちなみに、貸倉庫業ですから、その業種からして、その相手方からインボイスの交付を求められる可能性が高いです。ただ、その登録を取りやめようとする課税期間の初日(令和9年1月1日)から起算して15日前の日(令和8年12月17日)までに登録取消届出書を提出することによって、令和9年1月1日より免税事業者となることは可能です。

(2) 税額計算

令和6年は、本則課税により、設備投資による仕入控除税額の還付を受けます。

令和7年及び令和8年については、倉庫建物が高額特定資産に該当するため、簡易課税制度を適用することはできません(消法37③三)。さらに、課税事業者としての拘束期間中につき、「2割特例」を適用することもできません(消法12の4①、平成28年改正法附則51の2①)。

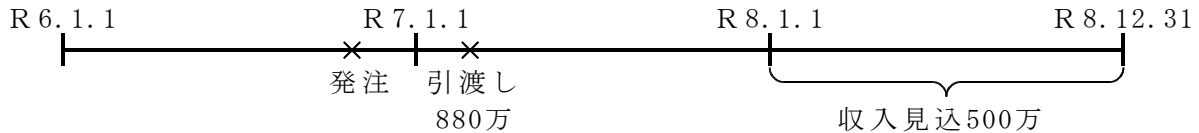
また、「2割特例」の適用期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります(平成28年改正法附則51の2①)。したがって、令和9年については、「2割特例」の適用期間が過ぎてしまっているため、やはり「2割特例」を適用することはできません。

なお、高額特定資産を取得した日の属する課税期間の初日(令和6年1月1日)から3年を経過する日(令和8年12月31日)の属する課税期間の初日(令和8年1月1日)以後であれば簡易課税制度選択届出書を提出することができますから、令和8年中に簡易課税制度選択届出書を提出することにより、令和9年より簡易課税制度を適用して仕入控除税額の計算を行うことができます。

(事例2) 課税事業者の選択②

給与所得者である個人Bは、親からの相続により取得した古民家で飲食店を開業すべく、令和6年11月15日に建物のリフォームを建設業者に発注しました。工事の完成引渡しは令和7年1月20日を予定していますが、このリフォームに要する費用（資本的支出に該当します。）は880万円となります。また、この飲食店による収入として年間500万円を見込んでいます。なお、令和8年以降、しばらく固定資産を取得する予定はありません。

この場合に個人Bが取るべき手続きを教えてください。



【回答】

- ① 登録申請書を7年1月1日（登録希望日）から起算して15日前の日（令和6年12月17日）までに提出します。
- ② その登録を取りやめようとする課税期間の初日（令和9年1月1日）から起算して15日前の日（令和8年12月17日）までに登録取消届出書を提出します。

又は

令和8年中に簡易課税制度選択届出書を提出します。

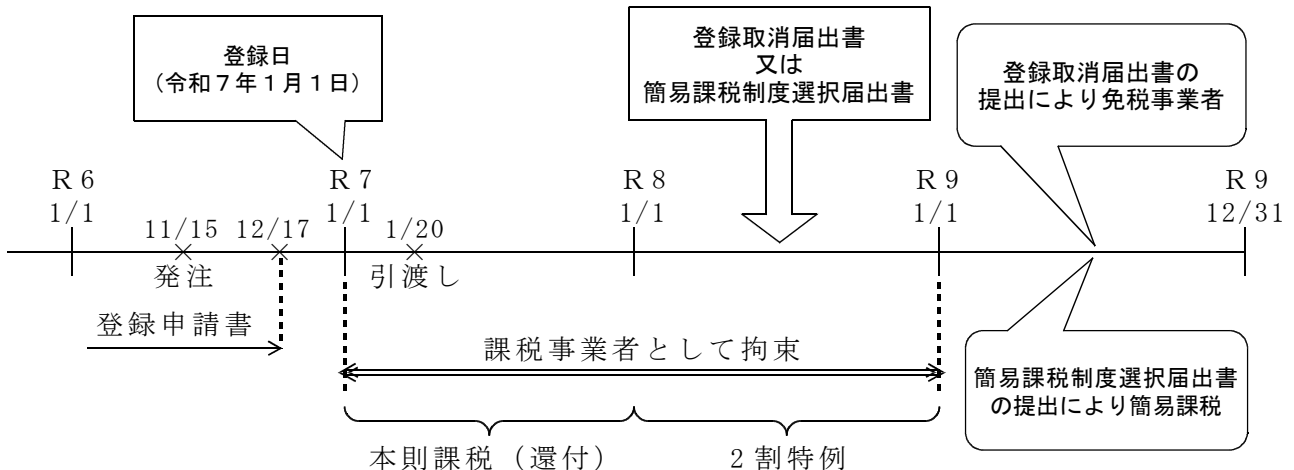
※ 令和8年において2割特例を適用することを条件に、特例により、令和9年中に簡易課税制度選択届出書を提出することによって、令和9年より簡易課税制度を適用することもできます。

(注) 飲食店業ですから、一概には言えませんが、顧客にインボイスの交付を必ず求められるかというところではありません。したがって、課税事業者としての拘束が切れる令和9年に合わせて登録を取りやめるケースも選択肢の一つです。

【解説】

上記（事例1）と同様に適格請求書発行事業者の登録手続きにより還付を受けます。

[図解]



(1) 適格請求書発行事業者の登録手続き

登録申請書を令和6年12月17日までに提出し、令和7年1月1日より課税事業者となります。また、その登録日（令和7年1月1日）以後2年を経過する日（令和8年12月31日）の属する課税期間である令和8年まで課税事業者として拘束されます。

なお、引渡しの日である令和7年1月20日を登録希望日とした場合、その登録日（令和7年1月20日）以後2年を経過する日は、「令和9年1月19日」となります。結果として、「令和9年1月19日」の属する課税期間である令和9年まで課税事業者としての拘束期間が延長されるので注意してください。

(2) 税額計算

令和7年は、本則課税により、設備投資による仕入控除税額の還付を受けます。

また、税抜100万円以上の資金的支出は調整対象固定資産に該当しますが、課税事業者選択届出書の提出による課税選択ではないことから、調整対象固定資産を取得した場合の課税事業者としての拘束はなく、簡易課税制度選択届出書の提出制限規定（消法37③）も適用されません。

したがって、令和8年については、「2割特例」を適用することができます（平成28年改正法附則51の2①）。

なお、令和9年において適格請求書発行事業者の登録を取り消さなかった場合、令和9年は、「2割特例」の適用期間が切れてしまっているため、代わりに簡易課税制度を適用することになるものと思われます。

ここで、簡易課税制度選択届出書は、原則として、直前の課税期間（令和8年）中に提出する必要がありますが、直前の課税期間において「2割特例」を適用していた事業者については、特例により、届出書の事後提出が認められます（平成28年改正法附則51の2⑥）。

したがって、令和9年中の提出によって、令和9年より簡易課税制度の適用を受けることもできます。

<参考>

～事業開始課税期間の考え方～

「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」の属する課税期間において、「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受けて登録を行おうとする事業者は、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書とその課税期間の末日までに提出することで、その課税期間の初日に遡って登録を受けることができます（消令70の4、消規26の4）。

ただし、ここでいう、「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」とは、文字通りに捉えて、課税資産の譲渡等を開始した日のみを意味するものではありません。その事業を行うために必要な事務所や店舗等の賃貸借契約の締結、商品や資材等の仕入れなど、その準備行為を行った日も「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」に該当するのです。

したがって、本事例では、実質的に収入が上がるのは令和7年となりますが、本事例における事業開始課税期間は、あくまでも、建物のリフォームを建設業者に発注した令和6年となります。令和7年中の登録申請書の提出では、令和7年1月1日からの登録は受けられないので要注意です。

～仮に課税事業者選択届出書の提出による課税選択を行う場合～

① 課税事業者としての拘束期間

令和7年1月の設備投資ということですから、課税事業者選択届出書を提出して、令和7年1月1日より課税選択の上、還付を受けるという方法もあります。

しかし、そもそも課税選択を行った上で調整対象固定資産を取得することになりますから、調整対象固定資産を取得した場合の課税事業者としての拘束規定（消法9⑦）により、令和9年までは強制的に課税事業者として拘束されます。

② 「2割特例」の適用の可否

「2割特例」は、適格請求書発行事業者でなければ適用を受けられませんから、「2割特例」を適用するためには、課税事業者選択届出書と併せて登録申請書も提出する必要があります。

また、上記①の拘束規定により強制的に課税事業者となるため、その拘束期間中である令和9年までは、「2割特例」を適用できません（もともと令和9年は適用期限切れです。）し、その3年縛りの間は、もちろん簡易課税制度も適用できないこととなります（消法37③、平成28年改正法附則51の2①）。

II 令和6年度改正のポイント

1 仕入税額控除に係る経過措置の見直し

(1) 仕入税額控除の経過措置

適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについて、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に限定して、仕入税額相当額の一定割合について仕入税額控除を認める経過措置が設けられています（平成28年改正法附則52、53）。

【経過措置の適用期間と仕入税額】

適用期間	仕入税額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%

【経過措置のイメージ】

R 5. 10. 1		R 8. 10. 1		R 11. 10. 1	
仕入税額相当額 ×100%	仕入税額相当額×80% (経過措置)	仕入税額相当額×50% (経過措置)	仕入税額控除なし		

<参考>

経過措置の適用を受けるための要件は次のとおりです。

【経過措置の適用要件】

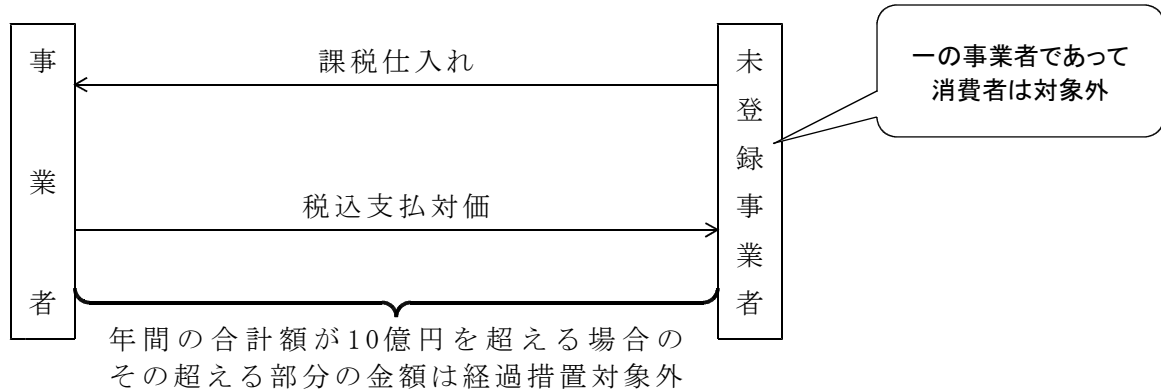
- ① 帳簿について、区分記載請求書等保存方式における記載事項に加え、たとえば、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する他、個々の取引に「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する等、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載を行うこと
- ② 請求書等又はその電子データについて、区分記載請求書等と同様の必要事項が記載又は記録されていること（請求書等に「軽減税率対象である旨」又は「税率ごとに区分して合計した税込価額」の記載がない場合に自ら追記又はデータを紙に出力して追記する場合を含みます。）

(2) 経過措置の見直し

その事業者が、一の適格請求書発行事業者以外の事業者から行った税込課税仕入れの額の合計額が、個人であればその年、法人であればその事業年度で10億円を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについては、経過措置の適用が認められないこととなります。

(注) 上記の改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます（改正法附則1三リ、63）。

【経過措置見直しのイメージ】



(3) 消費税額の計算

仕入税額控除の経過措置の適用がある場合の経過措置の対象となる課税仕入れに係る消費税額の計算については、事業者が選択した「積上計算」又は「割戻計算」に応じて次のように計算します（平成30年改正消令附則22、23）。

【請求書等積上計算又は帳簿積上計算を適用する場合】

経過措置の適用を受ける課税仕入れを行った都度、次に掲げる算式によって計算し、これを積上げます。なお、経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、期末において一括して、次に掲げる算式によって計算することもできます。

① 軽減税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額} \times \frac{6.24}{108} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額 (注)}$$

② 標準税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額} \times \frac{7.8}{110} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額 (注)}$$

(注) 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入し、切上げは認められません。

【割戻計算を適用する場合】

その課税期間中に行った経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額について、次に掲げる算式によって計算します。

① 軽減税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額} \times \frac{6.24}{108} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額}$$

② 標準税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額}$$

仕入控除税額については、一の事業者から行った課税仕入れの額の合計額のうち、10億円を超える部分の課税仕入れを除いた課税仕入れ（「控除対象課税仕入れ」といいます。）に基づいて、上記の算式により計算します（改正消令2、改正消令附則1一口）。

2 帳簿に係る記載事項の見直し

(1) 帳簿のみの保存で保存要件を満たす取引

書類の交付を受けることが困難な取引として、次に掲げるものについては、帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用することができます（消法30⑦、消令49①、70の9②一、消規15の4）。

【帳簿のみの保存で保存要件を満たす取引】

- ① 税込価額3万円未満の公共交通機関（船舶、バス、鉄道）による旅客の運送
- ② 税込価額3万円未満の自動販売機又は自動サービス機による商品の販売等
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス（ポストに投函されたものに限ります。）
- ④ 簡易インボイスの必要事項が記載された入場券等が、その使用の際に回収されてしまう取引
- ⑤ 古物営業、質屋営業又は宅地建物取引業を営む事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を棚卸資産として取得する取引
- ⑥ 事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当等及び通勤手当

（注） 区分記載請求書等保存方式で認められていた、税込3万円未満の少額取引の場合や請求書等の交付を受けることが困難な場合について、帳簿の保存のみで仕入税額控除を行うことができる取扱いは、インボイス制度開始により廃止されました。

(2) 記載事項の見直し

上記(1)の取引については、帳簿に通常記載すべき事項に加え、「どの取引に該当するのかの旨」及び「相手方の住所又は所在地」の記載が必要となります（消令49①一、令和5年国税庁告示第26号、「インボイスQ&A」問110）。

今年度の見直しでは、上記(1)②の「自動販売機特例が適用される取引」や上記(1)④の「回収特例が適用される取引（3万円未満の取引に限ります。）」における帳簿の記載事項について、上記(1)①の「公共交通機関特例」などの取扱いと同様に「住所又は所在地」の記載を不要とすることとされました（国税庁告示第10号）。

（注） この改正前においても、令和5年10月1日以後に行われる取引については、運用上、帳簿への「住所又は所在地」の記載を求めないこととされました。

【帳簿に記載すべき追加事項】

(イ) 上記①～⑦のどの取引に該当するのかの旨

例：①なら、「3万円未満の鉄道料金」、②なら、「自販機」、「ATM」

④なら、「入場券」（3万円以上なら、「〇〇施設 入場券」）などと記載します。

(ロ) 次に掲げる取引については相手方の住所又は所在地

イ 上記⑤の取引のうち、古物台帳など、その業務に関する帳簿等へ「相手方の氏名及び住所」を記載する必要があるもの（税込1万円以上の買取等）

ロ 上記⑥の取引のうち、事業者から購入するもの

【帳簿の記載イメージ】

会議の際に提供する飲み物として、自動販売機で飲料（1本150円）を20本（3,000円）購入した場合

XX年		摘要	(株)〇〇	
月	日		借方	貸方
2	8	自販機 飲料※	3,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目

（出典：「インボイスQ & A」問110）

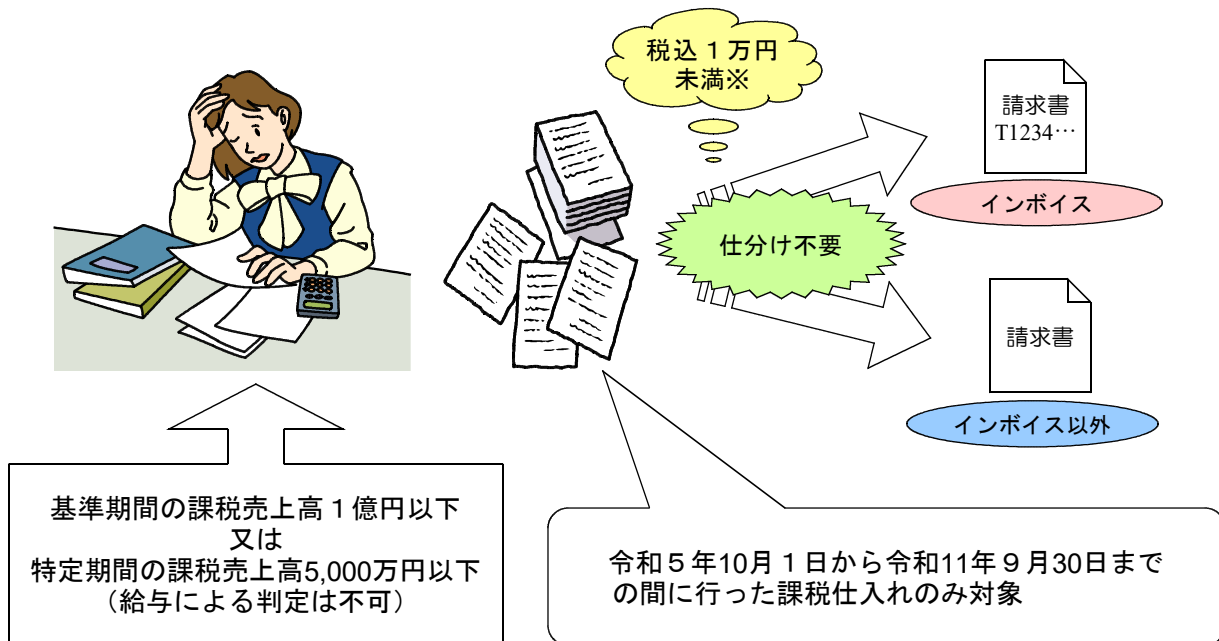
<参考>

～少額特例～

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについて、その課税仕入れに係る金額が税込1万円未満である場合には、帳簿のみの保存によって仕入税額控除が認められます（平成28改正法附則53の2、「インボイスQ & A」問111）。

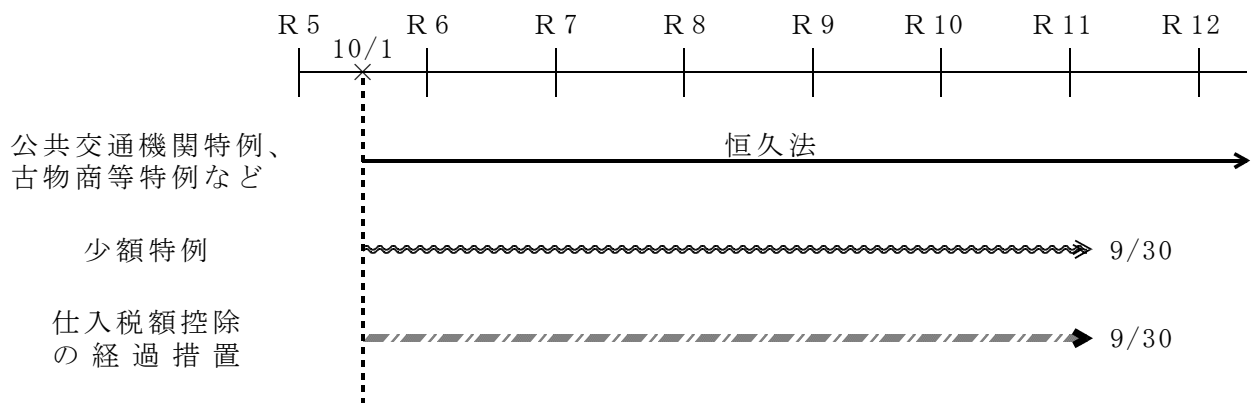
なお、この「少額特例」では、請求書等の保存については、一切問わないこととなります。また、帳簿の記載事項については、通常の記載事項のみで適用を受けることができます。したがって、「特例の適用を受ける旨」の記載も不要です。

【制度のイメージ】

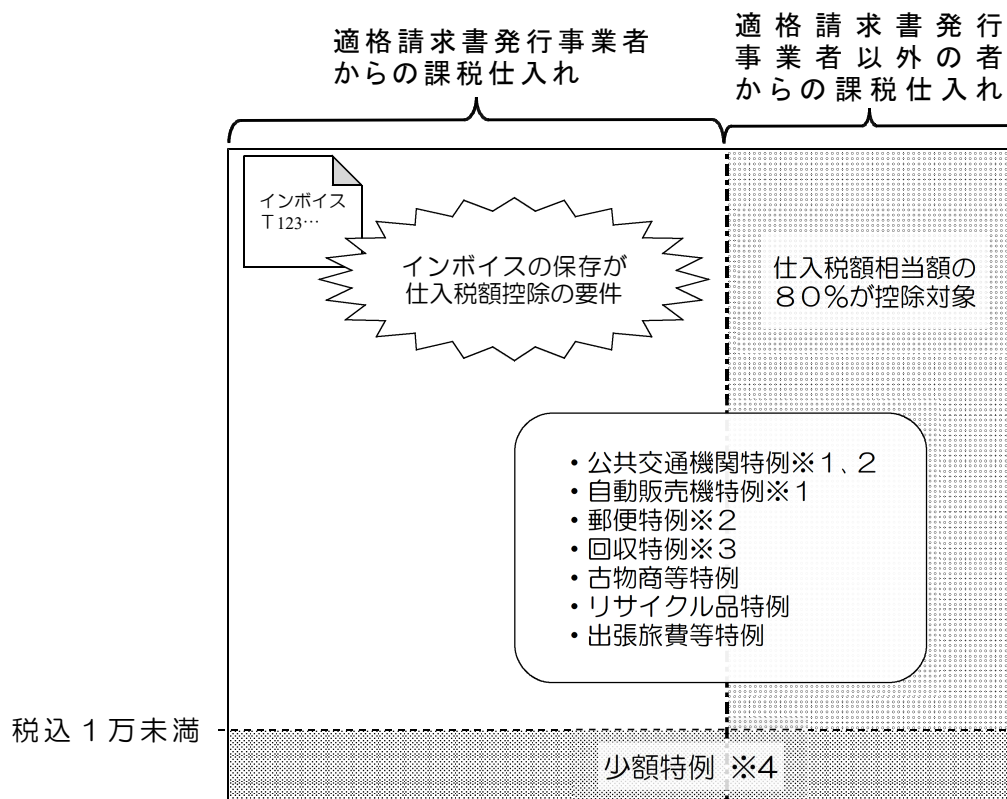


※ 一回の取引に係る課税仕入れの金額が税込1万円未満かどうかで判定します。

～各種特例の適用期間～



～課税仕入れと各種特例との関係～



- ※1 税込3万円未満の取引のみ特例の対象です。
- ※2 現実的に適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れはありません。
- ※3 相手方が適格請求書発行事業者の場合のみ特例の対象です。
- ※4 基準期間の課税売上高が1億円以下の中小事業者等が対象です。

3 経理方法の見直し

(1) 令和5年10月1日以後の税抜経理方式

事業者が、消費税に関する会計処理として税抜経理方式を採用した場合、法人税法上は、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れ等の税額及びその地方消費税相当額が「仮払消費税等の額」となります（法令139の4⑤⑥、法規28②）。

したがって、インボイス制度においては、適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行った場合、原則として、その課税仕入れは仕入税額控除の対象とならないことから、「仮払消費税等の額」が計上されないこととなります。

ただし、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間と令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間については、経過措置により、それぞれ仕入税額相当額の80%と50%に相当する金額が仕入税額控除の対象となります。したがって、これらの期間においては、「仮払消費税等の額」へ計上する金額も、それぞれ仕入税額相当額の80%と50%の金額となります。

たとえば、1,100,000円の資産を免税事業者から購入した場合の各期間における税務上の仕訳例は次のようになります。

【税務上の仕訳例】

例) 1,100,000円の資産を免税事業者から購入した場合

[仕入税額控除]	[仕訳例]	
全額控除可能	(資産) 1,000,000円 (仮払消費税等) 100,000円	(現金) 1,100,000円
----- R 5. 10. 1 -----		
80%控除可能	(資産) 1,020,000円 (仮払消費税等) 80,000円	(現金) 1,100,000円
----- R 8. 10. 1 -----		
50%控除可能	(資産) 1,050,000円 (仮払消費税等) 50,000円	(現金) 1,100,000円
----- R 11. 10. 1 -----		
控除不可	(資産) 1,100,000円	(現金) 1,100,000円

なお、仮に事業者が、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、インボイス制度開始前のように「仮払消費税等の額」として経理した金額があっても、税務上は、あくまでも、その「仮払消費税等の額」として経理した金額を取引の対価の額に算入した上で、法人税の所得金額の計算を行うこととなります（消費税経理通達（法人税）14の2）。

(注) 所得税についても同様の取扱いとなります。

(2) 税務調整が必要な場合

インボイス制度開始後、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、税務上、原則として仮払消費税等の額は計上されないこととなります。

しかし、法人の会計においては、消費税等の影響を損益計算から排除する等の理由で、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、インボイス制度開始前と同様に「仮払消費税等の額」を計上することも想定されます。

このような場合には、税務上、一定の調整が必要となる場合があります。たとえば、法人税の所得金額が変わってしまうような、「固定資産」、「棚卸資産」、「控除対象外消費税額等」、一定の法人は併せて「交際費」等といった項目については、決算修正などが必要となります。なお、具体的な修正方法等については、「消費税経理通達関係Q&A 令和3年2月（令和5年12月改訂）国税庁」の事例を参考にしてください。

<参考>

～消費税経理通達関係Q&A 令和3年2月（令和5年12月改訂）～

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei_faq/r0512.htm

(3) 仮払消費税等に係る経理方法の見直し

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れのように適格請求書等の記載事項に基づいて計算した金額がない課税仕入れについて、システム改修などのコスト負担や簡易課税適用者等の事務負担等に配慮して、次の二つの経理方法が認められることとなりました。

① 仮払消費税等を計上しない方法〔特例①〕

全事業者を対象に、経過措置適用期間（令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間）中に適格請求書等の記載事項に基づいて計算した金額がない課税仕入れについて、消費税等の額を取引対価の額と区分して経理をしなかったときは、仮払消費税等の額は無いものとして法人税の所得金額の計算を行うことも認められることとされました（令和3年2月 消費税経理通達（法人税）経過措置の取扱い(3)）。

なお、この取扱いを適用した場合、例えば、控除対象外消費税額等については、仮払消費税等の額が計上されないことから、所得金額の計算上、考慮しないこととなります。

【適格請求書等の保存がない課税仕入れに係る仮払消費税等の額】

原則	$\text{支払対価の額} \times \frac{8}{110} \left[\frac{6.4}{108} \right] \text{ 又は } \times \frac{5}{110} \left[\frac{4}{108} \right] (\text{※1})$	全事業者対象 選択適用
特例①	計上しない(※2)	

※1 カッコ書きは、軽減税率の場合の割合です。

※2 仮払消費税等は計上されませんが、経過措置を適用するのであれば「経過措置の対象である旨」を帳簿に記載する必要（簡易課税制度や2割特例を適用する場合は不要）があります。

総勘定元帳（仕入れ）			(株)〇〇
月	日	摘要	借方
11	3	(株)◇◇ 雑貨 80%対象	33,000
		(仮払消費税等)	(0)

(出典：日本税理士会連合会)

② 制度開始前と同様の方法により仮払消費税等を計上する方法 [特例②]

簡易課税適用者又は2割特例適用者に限り、継続適用を条件として、適格請求書等の記載事項に基づき計算した金額の有無にかかわらず、全ての課税仕入れについて課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となるものは108分の8）を乗じて算出した金額を仮払消費税等の額として経理をした場合には、その処理も認められることとされました（消費税経理通達（法人税）1の2、令和5年12月 消費税経理通達（法人税）経過的处理(2)）。

なお、この取扱いを適用した場合は、例えば、控除対象外消費税額等についても、支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となるものは108分の8）を乗じて算出した仮払消費税等の額を基礎として計算することになります。

【適格請求書等の保存がない課税仕入れに係る仮払消費税等の額】

原則	支払対価の額 × $\frac{8}{110} \left[\frac{6.4}{108} \right]$ 又は × $\frac{5}{110} \left[\frac{4}{108} \right]$ (※1、3)	
特例①	計上しない(※3)	
特例②	支払対価の額 × $\frac{10}{110} \left[\frac{8}{108} \right]$ (※1、2、3)	

※1 カッコ書きは、軽減税率の場合の割合です。

※2 継続適用が要件となります。

※3 簡易課税制度や2割特例を適用する場合は経過措置の適用がありませんので、「経過措置の対象である旨」の帳簿への記載は不要です。

総勘定元帳（仕入れ）			(株)〇〇
月	日	摘要	借方
11	3	(株)◇◇ 雑貨 80%対象	30,000
		(仮払消費税等)	(3,000)

経過措置の対象である旨は**不要**

(出典：日本税理士会連合会)

Ⅲ 経理処理のポイント

1 「公共交通機関特例」と「出張旅費等特例」

帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が受けられる特例として「公共交通機関特例」と「出張旅費等特例」がありますが、それぞれの内容、要件等は次のとおりです（消令49①一イ、ニ、70の9②一、消規15の4二、三、消基通1-8-12、13、11-6-4、5、「インボイスQ&A」問110）。

【特例の内容等】

	公共交通機関特例	出張旅費等特例
内容	税込3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送 ※1	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当等及び通勤手当） ※2、3
適用除外	1回当たりの税込取引金額が3万円以上である場合	用務先に直接対価を支払っているものと同視し得る場合 ※4
適用要件	帳簿に通常の記載事項に加え、「3万円未満の鉄道料金」等と記載 ※5	帳簿に通常の記載事項に加え、「出張旅費等」、「通勤手当」等と記載 ※5

※1 航空機による運送は対象となりません。

※2 通常必要であると認められる「出張旅費、宿泊費及び日当等」については、所得税基本通達9-3《非課税とされる旅費の範囲》に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内の金額となります。

また、通常必要と認められる「通勤手当」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所得税法施行令第20条の2《非課税とされる通勤手当》において規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。

※3 従業員等に対する支給には、概算払によるもののほか、実費精算されるものも含まれます。実費精算の場合、通常必要であると認められる部分の金額については、精算に使われた請求書等がインボイスであるかどうかにかかわらず、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

※4 法人クレジットカードで決済した場合、会社が購入した乗車券等を従業員等に支給する場合、あるいは会社がホテル代等を直接振り込んだ場合などが該当します。

なお、このような場合であっても、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などであれば、「公共交通機関特例」の適用があります。

※5 「公共交通機関特例」や「出張旅費等特例」でも問題ないと考えます。また、各特例について記号等で管理する方法も認められるものと考えます。

2 電子インボイス

(1) 電子インボイス等の提供

電子インボイス等の提供方法としては、次に掲げるような方法があります（消基通 1-8-2）。

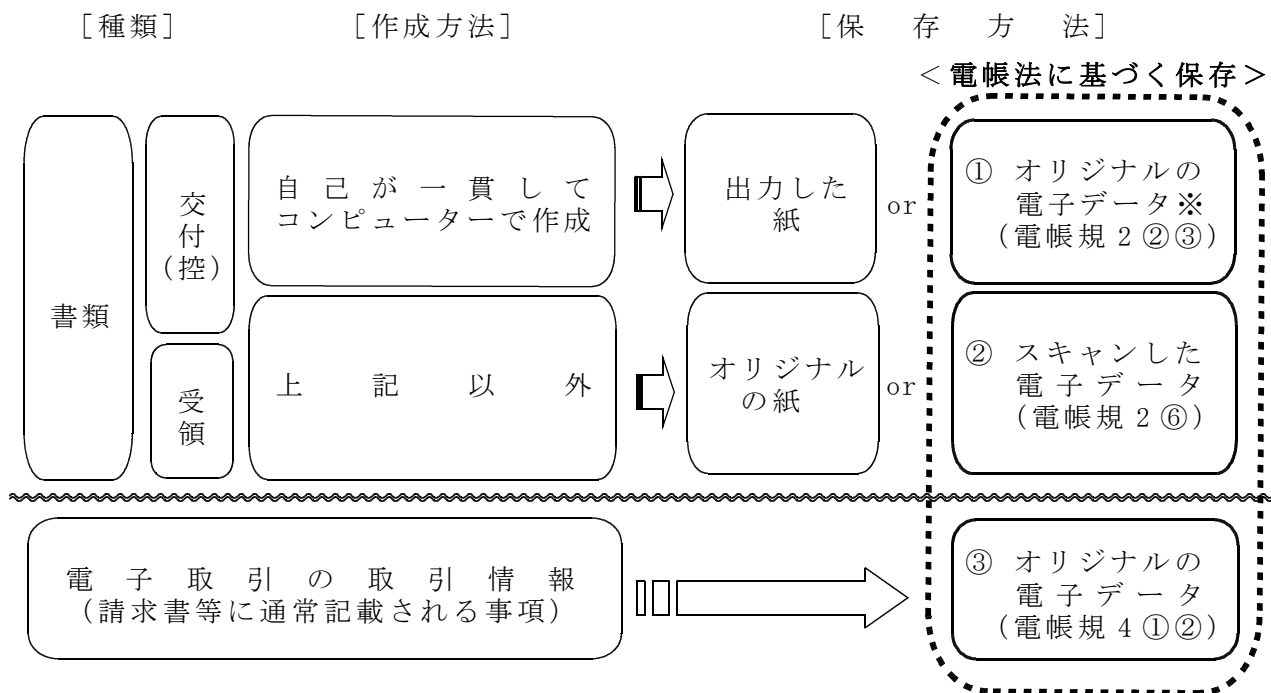
【電子インボイス等の提供方法】

- ① 光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
 - ② いわゆるEDI取引※を通じた電子データの提供
 - ③ 電子メールによる電子データ（電子メール本文・添付ファイル）の提供
 - ④ インターネット上のサイトを通じた電子データ（WEB上の領収書など）の提供
- ※ 「EDI（Electronic Data Interchange）取引」とは、異なる企業・組織間で、「受注・発注」、「出荷・納品」、「請求・支払」等の各種取引情報に関連するデータを通信回線を通じて交換する取引等をいいます。

(2) 電帳法による保存方法

電帳法では、取引に関して交付し又は受領する請求書や領収書等の国税関係書類に通常記載される事項を電子データで授受する取引のことを「電子取引」と呼んでいます。この「電子取引」を行った場合には、そのオリジナルの電子データの保存を行うことになります。

【電帳法に定める国税関係書類等の保存方法】



※ 一定の要件を満たす場合には、マイクロフィルムによる保存も可能

(出典：「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】（令和 5 年 6 月）国税庁」問 1 の図解を一部加筆修正)

電帳法による電子データの保存方法では、次の要件を満たす必要があります（電帳規 2、4、「インボイス Q & A」問 81、102）。

① モニター・操作説明書等を備付けておくこと

② 「日付・金額・取引先」で検索できるようにしておくこと

なお、専用システムを導入していなくても、「エクセル等で索引簿を作成する方法」や「規則的なファイル名を設定する方法」でも対応は可能です。

（注） 特例措置

次の要件を満たす場合には、この検索要件自体が不要となります。

(イ) 基準期間の売上高が5,000万円以下であること
又は
(ロ) 電子データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理していること

かつ

電子データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていること

③ 改ざん防止のための措置を取ること

次のいずれかの措置を取する必要があります。

(イ) タイムスタンプ付与
(ロ) 履歴が残るシステムでの授受・保存
(ハ) 改ざん防止のための事務処理規程の制定・遵守 ※

※ 事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

(3) 令和 6 年 1 月 1 日からの宥恕措置

次のいずれの要件も満たす場合には、電子データを消去せずに保存することで、電子データがどのように保存されているかにかかわらず、電帳法による保存要件をクリアしたことになります（電帳規 4 ③、「インボイス Q & A」問 102-2）。

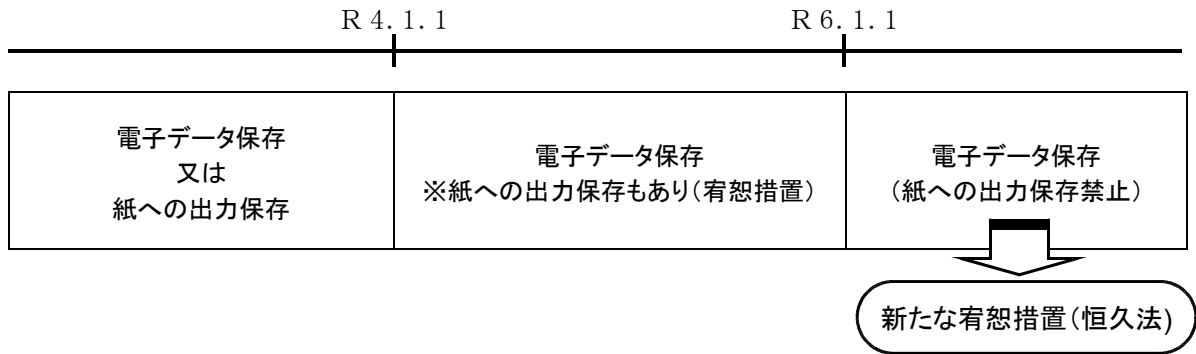
① 電子データ保存について上記(2)のルールに従って電子データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認めること（事前申請等は不要です。）

（注） 「相当の理由」

「人手不足」、「システム整備が間に合わない」あるいは、「資金不足」など、幅広い理由で認められるようです。

② 税務調査等の際に、「電子データのダウンロードの求め」及び「電子データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め」にそれぞれ応じることができるようにしていること

【時系列で見た電子データの保存方法】



(4) 消費税法による保存方法

消費税における電子インボイス等の授受は、この「電子取引」に該当しますので、原則として、電帳法で定める方法に従って、そのオリジナルの電子データを保存することになります。

しかし、電帳法は、基本的には所得税、法人税の取扱いを定めたものであって、消費税における電子取引、いわゆる電子インボイスに関しては、もともとオリジナルの規定があります。消規26の8②では、売手側が、その提供する電子インボイスの記録を紙に出力して保存することを認めています。また、消規15の5②では、買手側が、その提供を受けた電子インボイスの記録を紙に出力して保存することを認めています。

したがって、電子インボイスの授受に関しては、原則として電帳法のルールに則ってオリジナルデータの保存が求められますが、それができないようであれば、紙へのアウトプット保存のみでも認められます。

(5) ECサイトによる取引

ECサイト（インターネット上に開設された商品などを販売するウェブサイトを行います。）で物品を購入した場合、一般的には、そのECサイト上にある「マイページ（購入者の購入情報を管理するページ）」内において、領収書等のデータをダウンロードすることができます。

ここで、電帳法においては、そのECサイト上で、その領収書等のデータ確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその領収書等のデータをダウンロードして保存しなくても差し支えないこととされています（「電子帳簿保存法一問一答」の「お問い合わせの多いご質問 電取追2」）。

なお、この取扱いは、インボイスに係る電子データの保存においても同様です。したがって、指定されたホームページ上の「マイページ」等にログインすることで、インボイスに係る電子データの確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその電子データをダウンロードせずとも、その保存があるものとして、仕入税額控除の適用を受けることができます（「インボイスQ&A」問102-2）。

(注) 上記の取扱いは、そのECサイトを提供する事業者が、物品の購入者において満たすべき上記(2)で示した真実性の確保及び検索機能の確保の要件を満たしている場合に認められるものです。

また、その領収書等のデータは、各税法に定められた保存期間が満了するまで確認が随時可能である必要があります。

(6) インフラ企業あれこれ

上下水道業、電気業、ガス業、あるいは通信業などのインフラ企業について、そのインボイス対応は、さまざまなものとなりました。

たとえば、上下水道に係る各特別会計では、従来から発行している納入通知書等に登録番号等を追加し、インボイスに切り替えているケースが多いように思います。

電力会社の中には、インボイス制度開始前から、既に紙による請求書等の交付をやめ、WEBによる請求書等の提供に切り替えている会社もあり、インボイスについても、WEBからのダウンロードでの対応となりました。

ちなみに、WEBからのダウンロードの場合、上記(6)の取扱いにより、ダウンロードを省略できるケースもありますが、ダウンロード可能期間が税法で求められる7年間に満たないというケースもあるので要注意です。

一方、通信会社の中には、従来から発行している紙の請求書等そのままに、インボイスについては、WEBからのダウンロードで対応するという会社がありました。しかし、実務界から多くの批判を受け、従来から発行している紙の請求書等に登録番号等を追加し、急遽、インボイス対応を行ったというお粗末なケースもありました。

<参考>

～「よくあるご質問（2023年10月）」東京電力エナジーパートナー(株)より～

Q 8. Web会員サイト「ビジネスTEPCO」「くらしTEPCO Web」への会員登録がインボイス制度開始に間に合わず遅れた場合、インボイス適用後の過去月分に対するインボイスは入手可能か。

A 8.

○ 過去2年間分は、インボイスのダウンロードが可能です。ただし、まとめ（集約）請求をご利用のお客さまでビジネスTEPCOをご利用の場合は、会員登録してからインボイスの一括ダウンロードができますので、会員登録前の過去月分は一括ダウンロードできません。その場合は、ご契約単位にダウンロードをお願いいたします。

～「適格請求書提供方法の変更について」（2024年1月19日）NTTファイナンス(株)より～

NTTファイナンス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：伊藤 正三、以下「当社」）は、当社から毎月お届けしているご請求書等について、そのまま適格請求書（インボイス制度に対応した請求書）としてご利用いただけるよう、提供方法を変更させていただきます。

これまでご提供方法についてご不便をおかけしたこと及び当社コールセンターがつながりにくい状態等となったことについて、お詫び申し上げます。

今後とも皆様のご要望にお応えしつつ、お客さまサービスの向上に努めてまいります。

3 クレジットカードによる取引

(1) クレジットカード会社からの請求明細書等

① 基本的な考え方

クレジットカード会社からの請求明細書は、売手側（カード加盟店）が買手側（カード利用者）に作成、交付する請求書等ではなく、また、インボイス番号の記載もないことから、消法30⑨で定めるインボイス等には該当しません。

したがって、仕入税額控除を行うためには、売手側（カード加盟店）が作成、交付する領収書、請求書等を保存しておく必要があります。

<参考>

～クレジットカード会社からの請求明細書（国税庁 質疑応答事例より）～

【照会要旨】

法人カードを利用している場合には、カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されますが、この請求明細書は消費税法第30条第9項《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する請求書等に該当するのでしょうか。また、この請求明細書を保存することで仕入税額控除を適用することができますか。

【回答要旨】

クレジットカード会社はそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者（カード加盟店）が作成・交付する書類ではなく、当該他の事業者（カード加盟店）の氏名又は名称及び登録番号が記載された書類にも該当しないため、消費税法第30条第9項に規定する請求書等には該当しません。

したがって、クレジットカード会社の作成した請求明細書を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることはできません。この場合、課税資産の譲渡等を行った他の事業者（カード加盟店）から受領した適格請求書等を保存することで、仕入税額控除の適用が認められます。

② 例外的な取扱い

次に掲げる取引については、クレジットカード利用明細書等に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。

【例外的な取扱い】

- ・ 少額特例の対象となる取引（税込仕入価額が1万円未満の取引）
- ・ 公共交通機関特例など、インボイスの保存不要で仕入税額控除が可能となる取引

③ 経過措置の適用の有無

クレジットカード利用明細書の保存だけでは、仕入税額控除に係る経過措置（仕入税額の80%又は50%を控除する措置）の適用は受けられないものと考えます。

インボイスの交付が受けられない課税仕入れについては、仕入税額控除に係る経過措置の適用が認められる場合があります。この場合、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける旨を記載する、かつ、旧法でいうところの区分記載請求書等を保存することが要件となります。

ここで、旧法の下でも、クレジットカード利用明細書は、旧法30⑨に規定する請求書等とは認められておらず、クレジットカード利用明細書の保存だけでは、仕入税額控除はできないこととされてきました。したがって、区分記載請求書等の保存がないことから、仕入税額控除に係る経過措置の適用は受けられません。やはり、少額特例の適用がある場合を除き、売手側（カード加盟店）が作成、交付する領収書、請求書等を保存しておく必要があります。

ちなみに、旧法で認められていた、税込3万円未満の少額取引の場合や請求書等の交付を受けることが困難な場合について、帳簿の保存のみで仕入税額控除を行うことができる取扱いは、インボイス制度開始により廃止されました。

(2) ETC利用代金

ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書と「ETC利用照会サービス」からダウンロードした利用証明書（高速道路会社等ごとに任意の一取引を保存）とを合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすこととなります。

(注) 高速道路会社が発行するETCコーポレートカードやETCパーソナルカードを利用する場合には、月に一回発行される請求書等がインボイスに対応した形式となります。

【カード別の取扱い】

カードの種類	保存書類
・ ETCクレジットカード (クレジットカード会社が発行する全てのETCカード)	クレジットカード利用明細書 ＋ 利用証明書 ※ (高速道路会社等ごとに任意の一取引)
・ ETCパーソナルカード (道路事業者が共同で発行する有料道路に係る通行料金の支払いにだけ使えるETCカード)	月に一回発行される請求書・精算書等
・ ETCコーポレートカード (東・中・西日本高速道路株式会社が大口、多頻度割引制度のために発行するETCカード)	

※ 「ETC利用照会サービス」においてダウンロードできる期間（15か月間）中、繰り返し、同じ高速道路会社等の道路を利用しているような場合は、利用証明書のダウンロードは不要となり、クレジットカード利用明細書の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることが可能です（「インボイスQ&A」問103【答】（注）2）。

< 参考 >

～利用証明書のダウンロード～

利用証明書をダウンロードするためには、「ETC利用照会サービス」のページにアクセス (<https://www.etc-meisai.jp/index.html>) し、情報登録を行った上で、ログインを行う必要があります。

【利用証明書】

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO
東日本

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
登録番号：T9010001095716

料金所(自) 船橋本線上り
料金所(至) 原木上り
23年10月 7日 16時36分

通行料金 ￥250-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A51310-072254-722231 **確**

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

事業者の登録番号が追加されました。事業者名が略称などの場合は問い合わせ先が記載されます。

適格簡易請求書となるため適用税率を明示

(参考：ETC利用紹介サービス)

なお、利用した高速道路会社ごとに簡易インボイスの記載事項を満たした「利用証明書」を1回だけダウンロードすればよいこととされていますが、「ETC利用照会サービス」のページから、料金所名を基に管轄道路会社を調べることができるエクセルをダウンロードすることができます。

ニュース

2023/11/10

ETCクレジットカードを利用した高速道路利用に係るインボイス対応について

料金所名から管轄道路会社をお調べしたい場合は、[こちら](#) をご利用ください。

ここからエクセルファイルをダウンロード

(「ETC利用照会サービス」(<https://www.etc-meisai.jp/news/230915.html>) より)

《管轄道路会社 検索フォーム》

インボイスとして、ご利用された料金所の利用証明書を保存する必要があります。

料金所名から探す（↓に料金所名を入力の上、Enterキーを押してください） **検索結果：4件**

船橋

※ひらがな、カナ入力では検索されませんのでご注意ください。
 ※検索結果が20件を超える場合は上位20件のみが表示されますので、



	料金所名	管轄道路会社
1	船橋本線上り	東日本高速道路株式会社
2	船橋本線下り	東日本高速道路株式会社
3	船橋	東日本高速道路株式会社
4	谷津船橋	東日本高速道路株式会社
5		

(エクセルファイルの検索画面より)

～現金決済による領収書～

〈変更後〉

ご利用ありがとうございます。

阪神高速

島屋 料金所

お問い合わせ 阪神高速お客さまセンター
06-6576-1484

※通行料金の消費税率は10%です
登録番号 T2120001112350

領 収 書

23年10月01日00時00分
車種 普通

通行料金 現金 ￥1,320

 阪神高速道路株式会社
 発行番号 0000-00-0000

適格簡易請求書となるため適用
税率を明示

登録番号を追加

(出典：阪神高速)

(3) タクシーチケット

クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットにつき、その利用に係るクレジットカード利用明細書と次の〔確認資料〕に記載された内容等に基づき、利用されたタクシー事業者が適格請求書発行事業者であることが確認できる場合には、適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている証票が使用の際に回収される取引（いわゆる「回収特例」）として、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができます（「インボイスQ & A」問108-2）。

〔確認資料〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・利用されたタクシー事業者のホームページ・クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用可能タクシー一覧 |
|--|

(注) タクシー会社等が発行しているタクシーチケットを利用した場合には、そのタクシー会社が発行する請求書等が、原則としてインボイス対応となっています。

<参考>

～経過措置の適用が受けられる場合～

タクシー事業者が適格請求書発行事業者でなかったことが確認された場合には、そのタクシー利用時に受領した領収書（未収書等）や別途そのタクシー事業者から発行を受けた書類など、区分記載請求書の記載事項を満たした書類及び一定の事項を記載した帳簿の保存があれば、経過措置の適用を受けることができます。

4 銀行手数料

(1) 代金から差し引かれる振込手数料

売手側が、売上代金の請求時にその売上代金から差し引かれる振込手数料の取扱いに関しては、以前より実務界で喧々諤々してきましたが、令和5年度改正による「少額取引に係る返還インボイスの交付免除制度」と令和5年4月に改訂された「インボイスQ&A」（令和5年10月改訂後の問29、30）によって、ようやくその道筋が示されました。

なお、実務上は、売手側の同意を得ることなく、買手側が勝手に振込手数料を差し引いているケースが散見されます。インボイス制度の開始にあたり、まず、本来は買手側が振込手数料を負担すべきものであることを改めて買手側に打診すべきであると考えます。

【振込手数料の処理】

	売手側の処理	インボイスなどの授受等
①	売上値引き処理(注1)	売手側からの返還インボイスは交付不要(処理なし)。
②	代金決済上の役務提供を受けたとする処理(注2)	買手側より役務提供に係るインボイスを受領する必要あり。売手側が仕入明細書等を作成でも可。
③	振込手数料の立替払いを受けたとする処理(注2)	買手側から振込手数料に係る金融機関からのインボイスと立替金精算書を受領する必要あり。ATMによる振込みの場合は帳簿への記載のみで可。
④	経費勘定で計上した上で売上げに係る対価の返還等として処理(注1)	売手側からの返還インボイスは交付不要(処理なし)。

(注1) 軽減税率対象取引に関する振込手数料の場合には、軽減税率8%を適用することになります。

(注2) 「少額特例」の適用があります。

(2) 銀行手数料等

税込3万円未満の自動サービス機により行われる取引(いわゆる「自動販売機特例」)については、帳簿に通常の記載事項に加えて、特例の種類を記載することのみで仕入税額控除を行うことができます。ATMによる振込手数料や入出金手数料(以下「振込手数料等」)については、この特例に該当することから、インボイスの保存は不要です(帳簿に「ATM」と記載します)。

一方、金融機関の窓口又はオンラインで決済を行った際の金融機関における振込手数料等について、仕入税額控除の適用を受けるには、原則として、インボイス及び帳簿の保存が必要となります。

ただし、取引回数が多頻度にわたるなど、全ての振込手数料等に係るインボイスの保存が困難なときは、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等(入出金サービス、振込サービスに係る取引年月日や対価の額が判明するものに限り)と、その金融機関における任意の一取引(一の入出金又は振込み)に係るインボイスを併せて保存することで、仕入税額控除の適用が受けられることになりました(「インボイスQ&A」問103-2)。

なお、金融機関から交付された各種手数料に係るお知らせ（適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号、適用税率、取引の内容が記載されたものに限ります。）を受領している場合には、その任意の一のお知らせを保存することで、インボイスの保存に代えることができるようです。

< 参考 >

～各種手数料に係るお知らせの例～

郵便はがき

料金後納郵便

〒100-0005
東京都千代田区丸の内2丁目7番1号

株式会社山田商事 様

03-XXXX-XXXX
0001 KTKS06E N1TKS06 I6926A R000001

MUFG 三菱UFJ銀行

株式会社三菱UFJ銀行（登録番号：T5010001008846）
東京メールセンター
〒154-8730 東京都世田谷区池尻3-1-12
お取引店 XXX支店
電話 03 (XXXX) XXXX
0001 KTKS06E N1TKS06 I6926A R000001

各種手数料お引落し結果のお知らせ（都度受入分）

平素は三菱UFJ銀行をご利用頂き、ありがとうございます。
ご指定の口座より下記金額をお引落し致しましたのでご案内申し上げます。

手数料引落月	令和5年11月
お引落額合計	13,959円
内消費税額※	1,269円

ご利用明細 消費税率：10%

お引落口座取引店 科目 口座番号	手数料種類	お引落額 (円)		内 訳	件 / 通 / 冊	料金 (消費税別)
		消費税込額	内消費税額			
〇〇支店 普通 0004021	地方税基本手数料	110	10	特別徴収地方税	2	100
	地方税為替手数料	880	80	特別徴収地方税	2	800
	口座別お引落金額合計	990	90			
〇〇支店 普通 0011296	法人地方税基本手数料	110	10	市町村民税	2	100
	法人地方税為替手数料	880	80	市町村民税	2	800
	口座別お引落金額合計	990	90			
〇〇支店 普通 0011301	法人地方税基本手数料	110	10	都道府県民税	2	100
	法人地方税為替手数料	880	80	都道府県民税	2	800
	口座別お引落金額合計	990	90			
〇〇支店 普通 2373482	振込関連手数料	7194	654	E B 総振 総振区振書 E B 総振 総振区振書 代理事務 E B 振込振替	6 1 1 1 3 1	900 800 100 300 900 100
	次頁に続く					

（課税事業者の方へ）本状を消費税の仕入税額控除制度における「適格請求書」として保存ください。
※請求処理の制約のため、各明細の合計額と異なる場合がございます。

三菱UFJ銀行の「適格請求書」への対応について、詳しくは右の二次元コードから当行ホームページをご確認ください。

郵便はがき

料金後納郵便

〒100-0005
東京都千代田区丸の内2丁目7番1号

株式会社山田商事 様

03 (XXXX) XXXX
0001 KTKS06E N1TKS06 I6926A R000002

MUFG 三菱UFJ銀行

株式会社三菱UFJ銀行（登録番号：T5010001008846）
東京メールセンター
〒154-8730 東京都世田谷区池尻3-1-12
お取引店 XXX支店
電話 03 (XXXX) XXXX
0001 KTKS06E N1TKS06 I6926A R000002

各種手数料お引落し結果のお知らせ（都度受入分）

平素は三菱UFJ銀行をご利用頂き、ありがとうございます。
ご指定の口座より下記金額をお引落し致しましたのでご案内申し上げます。

手数料引落月	令和5年11月
お引落額合計	*****円
内消費税額※	*****円

ご利用明細 消費税率：10%

お引落口座取引店 科目 口座番号	手数料種類	お引落額 (円)		内 訳	件 / 通 / 冊	料金 (消費税別)
		消費税込額	内消費税額			
〇〇支店 普通 2373482	**前頁より続く** 振込関連手数料			その他振込 訂正・組戻し	4 1	2640 800
	受取人負担手数料	1650	150	受取人負担振込	3	1500
	定額自動送金取扱手数料	55	5	取扱手数料	1	50
	代金取立手数料	880	80	代金取立	1	800
	担保手形取立手数料	330	30	担保取立	1	300
	口座別お引落金額合計	10109	919			
〇〇支店 普通 2373571	振込関連手数料	880	80	その他振込 訂正・組戻し	1 1	100 700
	口座別お引落金額合計	880	80			
	お引落金額合計	13959	1269			

（課税事業者の方へ）本状を消費税の仕入税額控除制度における「適格請求書」として保存ください。
※請求処理の制約のため、各明細の合計額と異なる場合がございます。

三菱UFJ銀行の「適格請求書」への対応について、詳しくは右の二次元コードから当行ホームページをご確認ください。

（出典：（株）三菱UFJ銀行）

また、インターネットバンキングなど、オンラインで振込みを行った際の振込手数料等について、インボイスがデータで提供された場合には、電帳法で定める電子取引に該当します。

したがって、その振込手数料等に係るインボイスのデータが、インターネットバンキング上で随時確認可能な状態であるのであれば、データのダウンロードや紙への出力は不要です（「電子帳簿保存方法一問一答」の「お問合せの多いご質問 電取追2-2」）。

【振込手数料等の取扱い】

サービス形態		保存するもの		
A T M		帳簿のみ ※ 1		
窓 口 又は オンライン	インボイス の交付	原 則	インボイス	帳 簿
		特 例	通帳や入出金明細等 + 任意の一取引に係るインボイス ※ 2、3	
	電子インボ イスの提供	原 則	ダウンロードしたインボイスのデータ 又は出力した紙	
		特 例	— (ダウンロード不要) ※ 4	

※ 1 通常の記載事項に加えて、特例の種類を記載（「A T M」と記載）します。

※ 2 1回のみ取得・保存することで問題ありません。なお、振込み等が多頻度にわたるなどの事情により、全ての振込手数料等に係るインボイスの保存が困難な場合が前提とされています。

※ 3 金融機関から交付された各種手数料に係る任意の一のお知らせに代えることができます。

※ 4 インボイスに係るデータが、インターネットバンキング上で随時確認可能な状態であるなど一定の要件を満たすことが前提とされています。

※ 5 少額特例の適用があります。

さて、メインバンクで、これらすべてのサービス形態を利用して頻繁に振込等を行っている場合には、インターネットバンキング上で任意の一取引に係るインボイスの確認ができるため、結果として、帳簿の保存のみで事足りるのではないのでしょうか？

5 買手によるインボイスの修正等

適格請求書発行事業者は、インボイスや返還インボイス、あるいはこれらの電子データに誤りがあった場合には、買手側からの求めがあるなしにかかわらず、修正したこれらの書類等を提供しなければなりません（消法57の4④⑤、「インボイスQ&A」問33）。また、原則として、買手側が追記や修正を行うことは認められていません。

しかし、ここにきて柔軟な取扱いも認められるようです。買手においてインボイス等の記載事項に係る誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行事業者に確認を求めることも認められます（「インボイスQ&A」問92）。また、この際、たとえば、受領したインボイス等と関連性を明確にした上で、修正事項を明示した別の書類を作成し、その修正事項について売手の確認を受けたものを保存することも認められます。

一方、受領したインボイス等に買手が自ら修正を加えたものであったとしても、その修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類を保存することによって仕入税額控除の適用を受けても問題ないようです（「インボイスQ&A」問92）。

なお、どのような修正方法を取るかについては、修正項目や取引先との関係によるところが大きいと考えます。実際の修正に当たっては、このようなことを念頭に置きつつ、慎重に修正すべきではないでしょうか。

【誤ったインボイス等の修正方法】

- ① 売手側に正しいインボイスの再交付を求める方法
- ② 買手側が自ら誤りを修正した仕入明細書等を作成・交付する方法
- ③ 買手側が自ら誤りのあるインボイスを修正し、売手側に確認を求めてこれを保存する方法

【適格請求書を修正し、適格請求書及び仕入明細書等とする例】

請求書				請求書			
(株)〇〇御中				(株)〇〇御中			
				△△商事(株)			
				T1234567890123			
10/1	オレンジジュース	108,000 円		10/1	オレンジジュース ※	108,000 円	
10/2	キッチンペーパー	113,000 円		10/2	キッチンペーパー	113,000 円	
10/2	リンゴジュース	158,000 円		10/2	リンゴジュース ※	158,000 円	
10%	税抜	1,980,000 円	税 198,000 円	10%	税抜	1,980,000 円	税 198,000 円
8%	税抜	1,539,000 円	税 123,120 円	8%	税抜	1,539,000 円	税 123,120 円
				※は軽減税率対象			
				訂正事項につき 11月1日先方確認済み			

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である△△商事(株)へ確認を受けることで、適格請求書及び修正事項を明示した仕入明細書等となる。

(出典:「インボイスQ&A」問92)

6 立替金

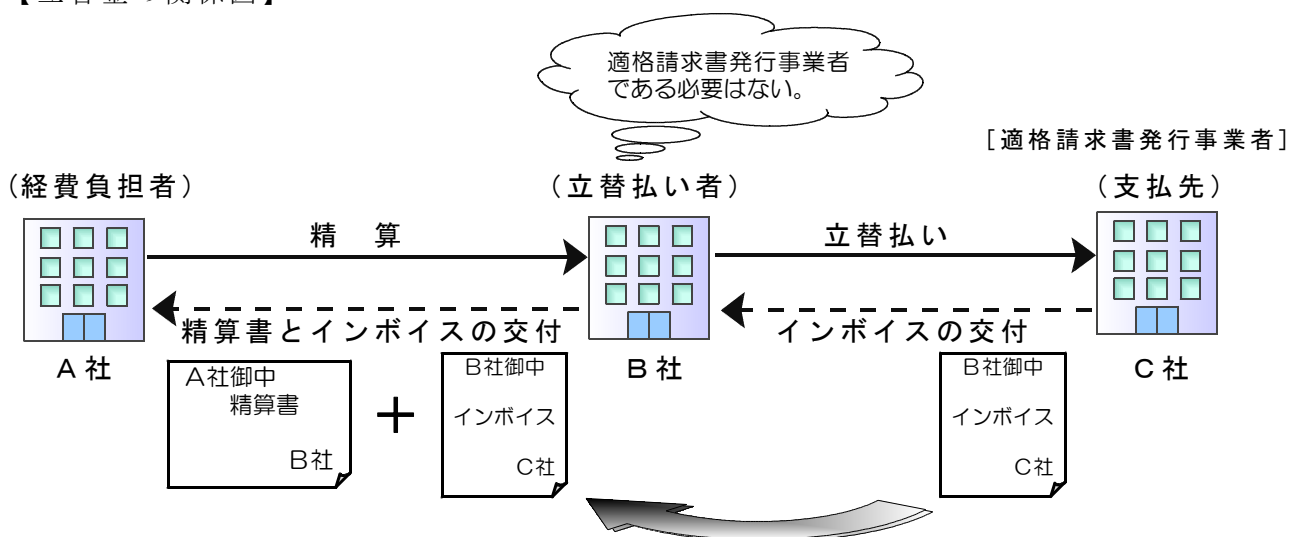
(1) 経費の立替払い

① 原則的な取扱い

事業者間で経費の立替払いを行った場合、通常、インボイスの宛名には、その立替払いを行った事業者の名称等が記載され、本来経費を負担すべき事業者の名称等は記載されません。このような場合には、本来の経費負担者である事業者が、その立替払いを行った事業者から、そのインボイスとその事業者が作成した立替金精算書等の交付を受け、これらの書類を保存することによって、仕入税額控除の適用を受けることができます（消基通11-6-2）。

なお、この場合には、その立替払いを行った事業者は、適格請求書発行事業者である必要はありません。

【立替金の関係図】



② 複数者分の経費を一括して立替払いしている場合

上記①の【立替金の関係図】で、A社を含む複数者分の経費を一括してB社が立替払している場合、原則として、B社はC社から受領したインボイスのコピーとB社が作成した立替金精算書をA社を含む立替えを受けた者に交付する必要があります。

なお、立替えを受けた者に交付するインボイスのコピーが大量となるなど、B社が、コピーを交付することが困難なときは、B社がC社から交付を受けたインボイスを保存し、A社はB社が作成した（立替えを受けた者の負担額が記載されている）立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます（「インボイスQ&A」問94【答】（参考1））。

この場合、立替払を行ったB社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか（適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A社が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要であるほか、その仕入れ（経費）が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できるよう、立替払を行ったB社とA社との間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされているなどの場合には、精算書において明らかにしていなくても問題ありません。

【立替金精算の記載イメージ】

消費税額は、以下のいずれかの方法により算出。
 ① 合計金額を税率で割り戻して算出し、端数処理する。
 ② 各料金ごとに税率で割り戻して算出した上で端数処理し、それらを合計する。

本精算書の保存をもって仕入税額控除の適用が可能である点（＝売手が適格請求書発行事業者である点）を表示することも一案。

株式会社A社 御中 立替金精算書 株式会社 B社 ●
発行日 20XX.11.30

内容	金額 (税込)	消費税 (10%)	備考
電気料金	1,100円	100円	20XX年10月分 C社 ●
水道料金	1,650円	150円	20XX年10月分 D社 ●
合計	2,750円	● 250円	

● 本精算書の保存をもって仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

立替払いを行う者 (B社) の登録番号は記載不要

仕入税額控除の適用を受けるに当たり、売手の名称を帳簿に記載することから、名称を表示

(出典：「インボイスQ & A」問94)

《事例》テナントから受領する水道光熱費等

自社建物に入居するテナントから水道光熱費等の当社立替分を徴収していますが、当社はテナント宛てに、賃料や水道光熱費等の明細を記載した合計請求書を発行しています。インボイス制度開始後は、当該請求書に加え、「当該光熱費等の元となったインボイスの写し」及び「立替金精算書」を発行すればよいという認識でよいですか？

請求書	
○○○御中	東京都…………… (株)△△△
請求金額	125,260円
(内訳)	
賃料	100,000円
消費税 (10%)	10,000円
電気代 (立替金)	9,860円
上下水道代 (立替金)	5,400円

消費税においては、対価として收受し又は收受すべき一切の金銭を資産の譲渡等の対価と認識します (消法28①)。したがって、原則的には、賃料だけではなく、水道光熱費等を含めた請求金額が課税売上げとなりますから、インボイスに記載すべき取引金額及び消費税額は、その請求金額に基づいて記載することになります。

<参考>

【テナントから領収するビルの共益費】

<p><照会要旨></p> <p>ビル管理会社等がテナントから受け入れる水道光熱費等の共益費等は、いわゆる「通過勘定」という実費精算的な性格を有することから、課税の対象外としてよいでしょうか。</p>
--

<回答要旨>

ビル管理会社等が、水道光熱費、管理人人件費、清掃費等を共益費等と称して各テナントから毎月一定額で領収し、その金額の中からそれぞれの経費を支払う方法をとっている場合には、ビル管理会社等が領収する共益費等は課税の対象となります。

また、水道光熱費等の費用がメーター等によりもともと各テナントごとに区分されており、かつ、ビル管理会社等がテナント等から集金した金銭を預り金として処理し、ビル管理会社等は本来テナント等が支払うべき金銭を預かって電力会社等に支払うにすぎないと認められる場合には、当該預り金はビル管理会社等の課税売上げには該当しません。

(出典：国税庁 質疑応答事例 消費税関係)

③ 買手側による交付

上記①の【立替金の関係図】で、B社からB社宛のインボイスを受領し、A社において立替金精算書の内容を記載した書類等(明細書)を作成してB社宛に交付した上で、その内容の確認を受けることで、A社は、その明細書及びB社宛のインボイスの保存をもって、仕入税額控除を行うことができます(「インボイスQ&A」問94【答】(参考2))。

なお、上記②と同様に、立替払を受ける者が多数いるなどの事情によりB社宛のインボイスの交付をA社が受けられなかった場合は、そのB社宛のインボイスの保存は不要(その明細書のみの保存)で、仕入税額控除を行うことができます。

<参考>

～買手側自らが修正する方法～

上記「5 買手によるインボイスの修正等」と同様に、受領したB社宛のインボイスについて、A社自らが宛名部分等を修正し、その修正した事項についてB社の確認を受けるといった方法も認められるようです。したがって、そのA社自らが修正した書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます(「インボイスQ&A」問94【答】(参考2))。

(2) 従業員による立替払い

従業員が、事業に必要な消耗品等の代金を会社に代わって立替払いした場合、原則として、その領収書等の宛名が従業員のままでは、仕入税額控除を行うことはできません。

しかし、宛名に従業員名が記載されたインボイスとその従業員がその会社に所属していることが明らかとなる「従業員名簿等」の保存が併せて行われているのであれば、立替払いに係るインボイスの保存要件を満たすものとして、仕入税額控除を行うことができるようです(「インボイスQ&A」問94-2)。

なお、従業員名簿等がなく、立替払を行う従業員を特定できない場合には、宛名に従業員名が記載されたインボイスとその従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、その保存が必要となるとのことです。

ただ、私見ですが、その従業員がその会社に所属していることは、賃金台帳や入社時の履歴書、あるいは社会保険関係の書類などでも確認できるのではないかと考えます。

7 報酬と源泉税

報酬に係る請求書とこれに伴う源泉徴収税額について、インボイス制度開始後はどのように取り扱うべきか、ここで検討してみましょう。

《事例1》請求書に含まれる旅費等

たとえば弁護士から、次のような請求書を交付された場合、どのように処理しますか？

請求書	
〇〇〇御中	東京都…………… 弁護士 △△△ T 1234567891234
請求金額	102,790円
(内訳)	
報酬 (10%)	100,000円
消費税 (10%)	10,000円
源泉税	△ 10,210円
旅費 (立替金)	3,000円

インボイス制度開始後においては、法定記載事項である「税率ごとに区分して合計した税抜価額又は税込価額」及び「税率ごとの消費税額」については、旅費等を含む全ての支払金額（登録免許税等は除きます。）に基づいて記載すべきものと考えます。

国税庁 質疑応答事例 消費税関係「実費弁償金の課税」では、「実費弁償たる宿泊費及び交通費であっても、ホテルや交通機関等への支払が実質的に依頼者による直接払と認められるものでない限り、弁護士の報酬又は料金に含まれ課税の対象となります。」と記載されています。

【実費弁償金の課税】

<照会要旨>

弁護士の収入の中には実費弁償たる宿泊費又は交通費が含まれていますが、これらの宿泊費や交通費は、立替金として処理していれば、課税の対象外として取り扱ってよいでしょうか。

<回答要旨>

弁護士の業務に関する報酬又は料金は、弁護士がその業務の遂行に関連して依頼者から支払を受ける一切の金銭をいうものと解されています。

したがって、実費弁償たる宿泊費及び交通費であっても、ホテルや交通機関等への支払が実質的に依頼者による直接払と認められるものでない限り、弁護士の報酬又は料金に含まれ課税の対象となります。

なお、依頼者が本来納付すべきものとされている登録免許税や手数料等に充てるものとして受け取った金銭については、それを報酬又は料金と明確に区分経理している場合は、課税の対象となりません（基通10-1-4（注））。

（出典：国税庁 質疑応答事例 消費税関係）

《事例2》未登録事業者からの請求書

士業から受領した「報酬100,000円、消費税10,000円、△源泉税10,210円、請求額99,790円」という請求書に登録番号が入っていなかったとしたら、どのように処理しますか？

報酬・料金等に対する源泉徴収については、インボイス制度開始後も従前の取扱いと変更はありません（「インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収」令和3年12月9日 国税庁）。

報酬・料金等の支払を受ける者からの「請求書等」は、必ずしもインボイスである必要はありません。したがって、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として問題ないようです。

【インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収】

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。

インボイス制度開始後においても、平成元年1月30日付直法6-1「消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）（以下「本通達」といいます。）の「3 報酬・料金等所得等に対する源泉徴収」の取扱いは、次のとおり変更ありませんので、ご注意ください。

1 現行の取扱い（本通達3）

原稿料や弁護士報酬などの源泉徴収の対象となる報酬・料金等（所得税法第204条第1項）の中に消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等の額」といいます。）が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額が源泉徴収の対象となります。

ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの『請求書等』において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

2 インボイス制度開始後の取扱い（現行の取扱いから変更なし）

インボイス制度開始後においても、上記1の『請求書等』とは、報酬・料金等の支払を受ける者が発行する請求書や納品書等であればよく、必ずしも適格請求書（インボイス）である必要はありませんので、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

※ 所得税法第204条の規定が適用される報酬・料金等のほか、同法第212条の規定が適用されるものについても、上記と同様に取り扱われます。

（出典：「インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収」令和3年12月9日 国税庁）

8 仕入明細書等の活用

(1) 家賃等

① 家賃の支払いとインボイス

店舗や事務所の賃貸借契約において、月極家賃を口座振替や口座振込で支払う場合には、請求書や領収書の授受を行わないのが一般的ですが、仕入税額控除を行うためにはインボイスの保存が必要となります。

この場合、適格請求書発行事業者にはインボイスの交付義務がありますから、賃貸人から一定期間分の賃借料について、まとめてインボイスの交付を受け、これを保存するという対応も可能です。

また、インボイスの記載事項については、一の書類にすべて記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項のすべてが確認できれば問題ありません。ですから、たとえば、家賃の口座振替や口座振込を行っている場合には、賃貸借契約書に登録番号等を記載するなどして、複数の書類全体でその記載事項を満たすような対応も認められます（「インボイスQ&A」問95）。

なお、この方法は、税理士報酬など、継続した役務の提供の対価を支払う場合にも応用できます。

【取引の都度請求書等が交付されない場合の対応】

【新規契約における対応例】

- ・ 発行者の名称及び登録番号
- ・ 取引の相手方の名称
- ・ 取引の内容

- ・ 税率ごとの対価の合計額及び適用税率
- ・ 消費税額等

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇(株)（登録番号：T1234…）と賃借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条（賃料）
賃料は1カ月165,000円（消費税率10%・うち消費税15,000円）とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

振込金受取書

令和6年3月31日

金額	¥	1	6	5	0	0	0
先方銀行	△銀行	森が岡支店					
預金種目	普通	口座番号	123456				
お受取人	〇〇(株)様						
ご依頼人	××(株)様						

賃借人である××(株)は、契約書と振込金受取書等※を保存することで仕入税額控除可

※ 口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けないため、通帳

・ 実際取引を行った事実を客観的に示す書類（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）

【既存契約における対応例】

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇(株)と賃借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条（賃料）
賃料は1カ月165,000円とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

+

令和5年10月以降のご案内

建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

登録番号：T1234…
消費税率：10%
消費税額：15,000円

メールなど電子的方法による通知も可能

- ・ 登録番号
- ・ 適用税率
- ・ 消費税額等

+

上記同様、振込金受取書等を保存

（出典：「インボイス制度—オンライン説明会—」国税庁軽減税率・インボイス制度対応室）

② 仕入明細書等の活用

適格請求書発行事業者の登録を行った賃貸人は、賃借人の求めに応じて、賃貸料に係るインボイスを交付する義務があります。しかしながら、現実的には、適格請求書発行事業者の登録までは行ったものの、インボイスの交付や上記に示した契約書等の改訂作業等を行っていないケースが散見されます。そうこうしているうちに決算期を迎えてしまうような場合には、仕入税額控除ができなくなってしまいます。

そこで、このような場合には、賃借人側で仕入明細書等の書類を作成し、賃貸人側の確認を受けた上で、賃貸借契約書とともにこれを保存するといった方法も検討しなければならないのではないのでしょうか。

<参考>

～契約確認書の例～

契約確認書（インボイス）

賃貸人	○川○代 (登録番号：T 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3)
賃借人	株式会社 ○○○
物件住所	東京都○○区○○ 1 - 2 - 3
賃料月額	4 2 0 , 0 0 0 円 (内訳) 店舗部分 2 2 0 , 0 0 0 円 (うち消費税10%・20,000円) 住宅部分 2 0 0 , 0 0 0 円 (非課税)
賃料支払日	翌月分を当月末日までに支払う。

契約確認書の送付

令和6年 月 日

○川○代 様

東京都○○区○○1-2-3
03-1234-4567
株式会社 ○○○
代表取締役 △△△△

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年10月1日より、インボイス制度が開始されました。これに伴い、当社においても、賃貸借契約を締結している物件の賃借料につき、インボイスの保存が必要となります。

つきましては、インボイスの代替となる書類としまして別添の「契約確認書(インボイス)」を作成しました。内容をご確認の上、間違いなどがなければ、この書類を双方が保存することにより、インボイスの保存としたいと考えています。

なお、この通知から1月以内に連絡がない場合には、確認済みと致しますのでご了承ください。

敬具

(2) 古物商等

古物営業を営む事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物を棚卸資産として買い取る場合には、帳簿へ一定の法定事項を記載することで、インボイス等の保存がなくても仕入税額控除の適用が受けられる特例（いわゆる「古物商等特例」）の適用があります（消法30⑦、消令49①一ハ）。

一方、その古物営業を営む事業者が、適格請求書発行事業者から古物を買取る場合には、この「古物商等特例」の適用はなく、原則として、その売手側（買取りの相手方）から、インボイスを受領する必要があります。

ここで、本来であれば、売手側（買取りの相手方）がインボイスを用意すべきですが、その取引形態から考えて、買手側（古物商）が仕入明細書等を自ら作成、保存する方が得策ではないでしょうか。

IV 税額計算のポイント

1 計算方法の選択

選択方法の組合せを図表で示すと次のようになりますが、「売上税額－積上計算、仕入税額－割戻計算」という組み合わせだけは選択できませんので注意してください。

なお、事業者による売上税額と仕入税額の計算方法に関する選択については、売上税額の計算において積上計算を行うかどうかポイントになります。

売上税額の計算上、インボイス制度開始後においても、引き続き割戻計算を採用しようとする事業者については、仕入税額の計算方法をあえて積上計算に変更する必要はありません。このような事業者については、インボイス制度開始前後において、特に計算方法を変更することはないのです。

一方、従前の制度において売上税額の計算上、積上計算を採用している事業者については、インボイス制度開始後においても、通常、そのまま積上計算を採用することになります。ここで、従前の制度においては、その仕入税額の計算について割戻計算を採用していましたが、インボイス制度開始後においては、この割戻計算を採用することができません。したがって、引き続き売上税額の計算上、積上計算を採用していく事業者については、仕入税額の計算方法を令和5年10月1日においてきっちりと切り替える必要が出てきます。

なお、売上税額の計算上、積上計算を採用する場合には、インボイス等を交付する適格請求書発行事業者であり、かつ、交付するインボイス等の写しを保存することが要件となるので注意してください。また、仕入税額の計算上は、帳簿積上計算を採用するケースが多いと思いますが、課税仕入れごとに消費税額を帳簿へ計上することが帳簿積上計算の要件となるため、この要件を満たすかどうかを確認してほしいです。

【売上税額と仕入税額の計算方法の組合せ】

売上税額	仕入税額	採用の可否
割戻計算	請求書等積上計算	○
	帳簿積上計算	○
	割戻計算	○
積上計算	請求書等積上計算	○
	帳簿積上計算	○
	割戻計算	×
割戻計算と積上計算の併用	請求書等積上計算	○
	帳簿積上計算	○
	割戻計算	×

※1 仕入税額の計算において「請求書等積上計算」と「帳簿積上計算」の併用はできません。

※2 仕入税額の計算において「積上計算」と「割戻計算」の併用はできません。

インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法



	インボイス制度施行前		インボイス制度施行後		備考
	令和5年1月1日～令和5年9月30日	令和5年10月1日～令和5年12月31日	売上税額の計算方法	仕入税額の計算方法	
1	割戻し	割戻し	割戻し	割戻し	特になし（従前と変更なし）
2	割戻し	割戻し	割戻し	インボイス積上げ・帳簿積上げ併用	積上げ計算（仕入れ）
3	割戻し	割戻し	積上げ	インボイス積上げ・帳簿積上げ併用	積上げ計算（売上げ、仕入れ）
4	割戻し	割戻し	割戻し・積上げ併用	インボイス積上げ・帳簿積上げ併用	併用時の計算（売上げ）
5	割戻し	簡易課税	積上げ	簡易課税	積上げ計算における簡易課税の計算
6			割戻し	割戻し	インボイス制度開始後に課税事業者となる場合の計算
7			割戻し	簡易課税	インボイス制度開始後に課税事業者となり、簡易課税を適用する場合の計算
8			割戻し	2割特例	2割特例の計算
9①			割戻し	2割特例 (売上対価返還等過大)	2割特例の計算 (売上対価返還等過大) 【納税】
9②			割戻し	2割特例 (売上対価返還等過大)	2割特例の計算 (売上対価返還等過大) 【還付】
10			割戻し	2割特例 (旧税率適用取引あり)	2割特例の計算 (旧税率適用取引あり)

免税事業者

※ このほか、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(個人事業者用)」、「消費税及び地方消費税の申告書の書き方(法人用)」、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(2割特例)」についてはこちら
 ※ 売上税額や仕入税額の計算方法である「割戻し計算」や「積上げ計算」、「簡易課税制度」、「2割特例」について、その概要はこちらをご参照ください。

(出典：「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」国税庁
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/shohi/pdf/0023010-166.pdf>)

2 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

(1) 概要

免税事業者が、適格請求書発行事業者としての登録に伴い課税事業者となった場合には、その課税期間における売上税額から控除する仕入税額を売上税額に8割を乗じた額とすることができます（平成28年改正法附則51の2）。結果として、この「2割特例」を適用することにより、その納税額を売上税額の2割に抑えることができます。

なお、この「2割特例」の適用に当たっては、事前の届出が不要であり、申告時に選択適用できます。さらに、その業種にかかわらず適用することができることから、言うなれば「ネオ簡易課税制度」といったところでしょうか。

(2) 適用期間

「2割特例」の適用期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります（平成28年改正法附則51の2①）。

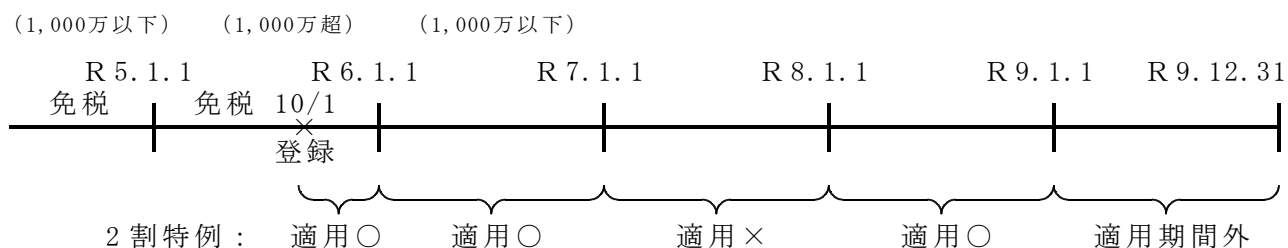
(3) 適用対象者

「2割特例」では、適格請求書発行事業者の登録を行わなければ、そもそも課税事業者にならなかった者、言い換えれば、「その登録がなければ免税事業者となる者」が、原則として、その適用を受けることができます。したがって、そもそも登録を行わない事業者については、適用がありません。

なお、ここで注意したいのが、この「2割特例」は、その適用期間内の各課税期間において、課税期間ごとにその適用の有無を判断しなければならないということです。

たとえば、適格請求書発行事業者の登録後、適用期間内のいずれかの課税期間に係る基準期間の課税売上高が1,000万円を超えるような場合、その登録がなかったとしても、もともと課税事業者となるわけですから、そのような課税期間においては、この経過措置を適用することは認められません。

【2割特例のイメージ】



(注) 「基準期間における課税売上高」の算定

たとえば、令和7年の基準期間である令和5年の課税売上高（すべて標準税率）が、1,100万円（1/1～9/30：825万円、10/1～12/31：275万円）だった場合

$$825\text{万円} + 275\text{万円} \times \frac{100}{110} = 1,075\text{万円}$$

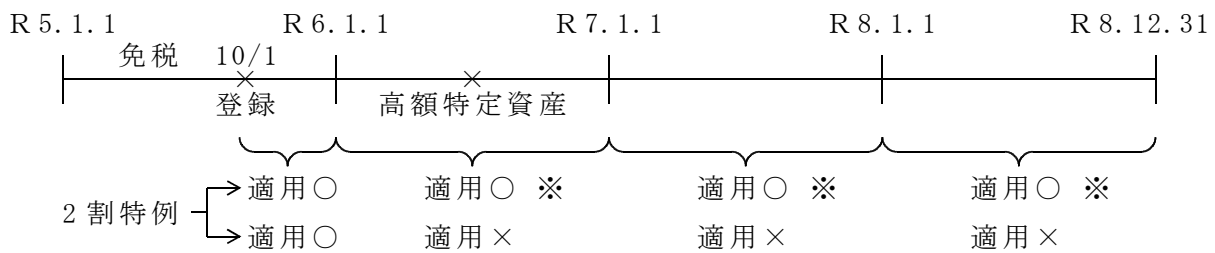
※ 令和5年1月1日から令和5年9月30日までの期間は免税事業者であるため、この期間の課税売上高につき税抜処理はできませんので注意してください。

(4) 納税義務の3年縛りとの関係

課税事業者を選択した事業者が、調整対象固定資産を取得した場合には、原則として、課税事業者として3年間の拘束がかかります。また、課税事業者が、高額特定資産を取得した場合にも、原則として、課税事業者として3年間の拘束がかかります。

ただし、この「2割特例」の適用を受ける課税期間中に調整対象固定資産や高額特定資産を取得したとしても、課税事業者としての3年間の拘束はかかりません（平成28年改正法附則51の2④）。結果として、適用可能期間内であれば、「2割特例」の適用を受けることができます。

【適格請求書発行事業者が高額特定資産を取得した場合】



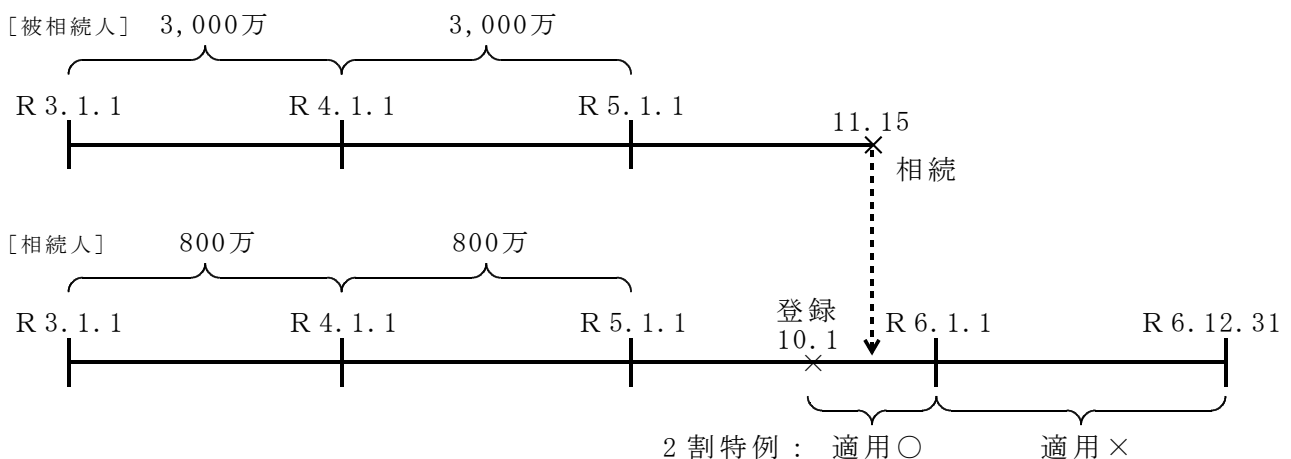
※ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下である場合等

(5) 相続があった場合の例外的な取扱い

相続が発生した場合で、その事業を承継した相続人について、相続があった場合の納税義務の特例（消法10）が適用されるケースでは、適格請求書発行事業者の登録の有無にかかわらず課税事業者となりますから、原則として、「2割特例」の適用はありません。

ただし、その相続人が、相続が発生する前に既に登録を行っているような場合には、例外的に「2割特例」の適用が認められます（平成28年改正法附則51の2①）。

【登録後に相続が発生した場合】



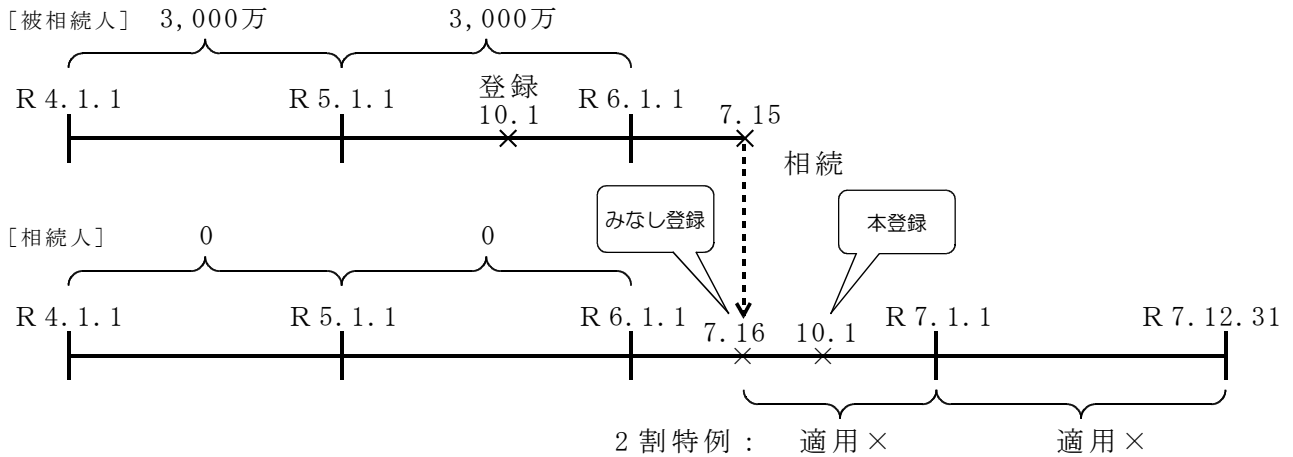
(注) 登録日と相続があった日が同日の場合も2割特例の適用があります。

したがって、登録日の前日までに相続が発生した場合には、適用除外となります。

(6) 相続人がみなし登録事業者となる場合

被相続人の事業を承継した相続人が、「みなし登録事業者」となる場合については、結果として、相続が発生した後に登録を受けることになるため、「2割特例」の適用は受けられないので注意してください（平成28年改正法附則51の2①三）。

【みなし登録事業者となる場合】



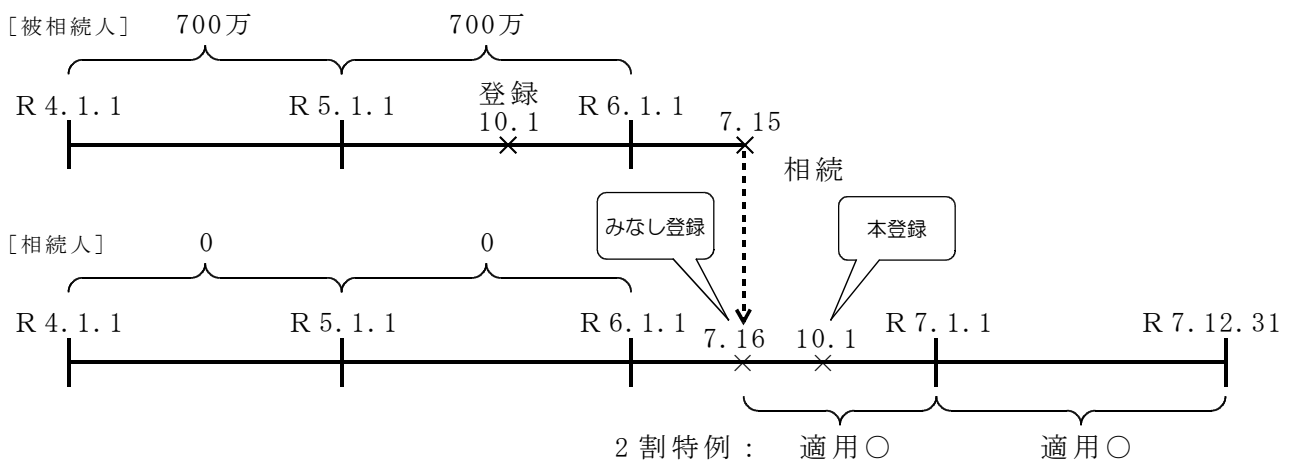
(注) 相続があった場合の納税義務の特例（消法10）の適用を受けるため2割特例の適用なし。

<参考>

～納税義務の特例の適用を受けない場合～

事業を承継した相続人が、相続があった場合の納税義務の特例（消法10①）の適用を受けない場合、その相続人は、登録（みなし登録を含みます。）がなければ免税事業者となることから、「2割特例」を適用することができます。

【納税義務の特例の適用を受けない場合】



(注) 相続があった場合の納税義務の特例（消法10）の適用を受けないため2割特例の適用あり。

(7) 手続き

「2割特例」の適用に当たって、税額計算の方法は簡易課税制度と似通っていますが、届出書の提出は要件となりません。確定申告書にその適用を受ける旨の付記を行うことが要件となります（平成28年改正法附則51の2③）。

[確定申告書等の様式]

確定申告書の様式について、簡易課税制度を選択している事業者については、「簡易課税用」の様式、それ以外の事業者については、「一般用」の様式により提出します。

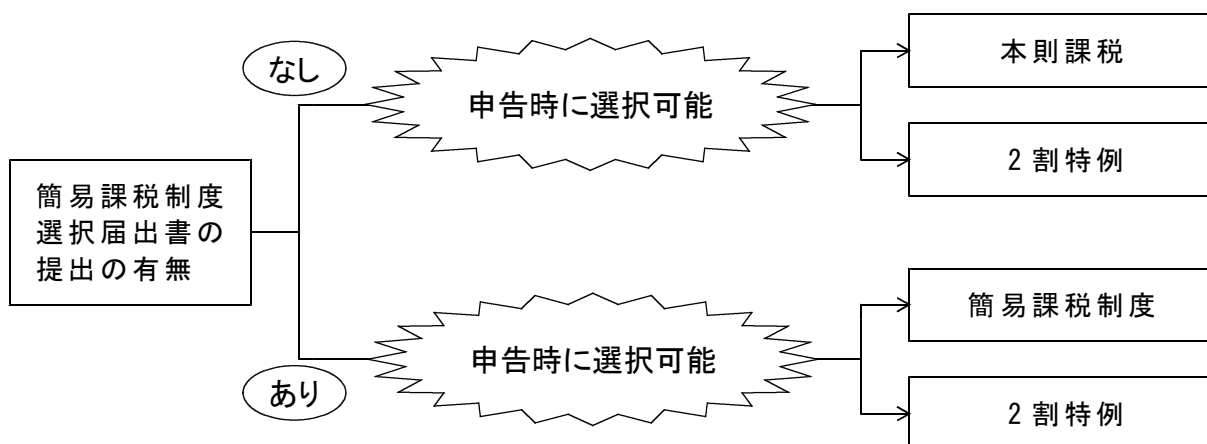
また、付表について、通常使用する「付表1-3」及び「付表2-3」あるいは「付表4-3」及び「付表5-3」等の様式に代えて、「付表6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕（特別）」を使用します。

なお、仮決算による中間申告においては、「2割特例」の適用を受けることができないので注意してください。

また、適用するかどうかについては、各課税期間の確定申告時に判断することができます。この場合、本則課税と「2割特例」の選択適用はもちろんのこと、簡易課税制度選択届出書を提出している場合であっても、本来の簡易課税制度と「2割特例」の選択適用を行うことができます。

なお、「2割特例」を適用した場合、簡易課税制度のような2年間の継続適用といった縛りもありません。したがって、とにかく各課税期間において有利選択を行うことができます。

【選択適用のイメージ】



V 個別事例のポイント

1 売手側の留意点

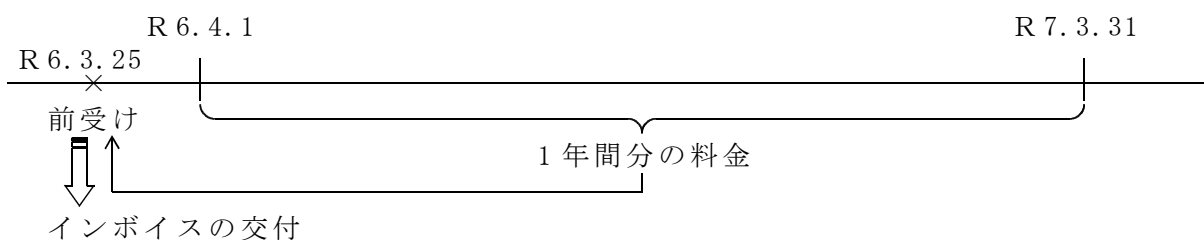
(1) インボイスの交付時期

インボイスの交付時期と売上げの計上時期とは必ずしも一致するものではありません。

たとえば、システムなどの保守料金を保守開始前に1年間分前受けしたような場合、通常であれば、その料金の請求時や受領時に請求書や領収書を交付することになります。この場合、料金の受領時は売上げの計上時期ではありませんが、その請求書等をインボイスとして交付しても問題ありません（「インボイスQ & A」問39）。

なお、交付したインボイスの内容に変更が生じた場合には、当然に修正インボイスを交付する必要があります。

【料金の前受け】



(2) 月の途中で登録が行われた場合

インボイス制度開始後、課税事業者が適格請求書発行事業者の登録を行う場合には、登録申請書に「登録希望日」を記載できませんから、月中に登録がかかるケースも出てきます。

一方、免税事業者が期中に経過措置を適用して登録申請を行う場合、税額計算やインボイスの交付事務を考慮すると、可能であれば、月初を「登録希望日」とすべきだと考えます。ただ、取引先からの要請などにより、すぐにでも登録しなければならない状況も出てくるかもしれません。その結果、月中に登録がかかるケースも出てきてしまいます。

たとえば、免税事業者である12月決算法人の登録が5月15日に行われた場合には、その取引内容によって、次のようにインボイス等を交付することになります（「インボイスQ & A」問77-2）。

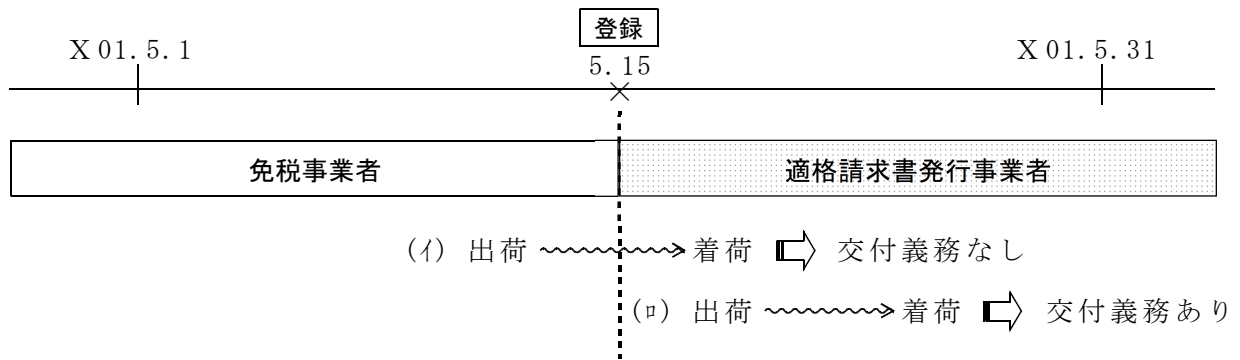
① 棚卸資産の販売の場合

棚卸資産の譲渡等を行った日は、その引渡しのあった日となります。

なお、その引渡しの日がいつであるかについては、たとえば、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日など、その棚卸資産の種類や性質、あるいは、その販売に係る契約の内容等に応じて、その引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、その事業者が継続して棚卸資産の譲渡等を行ったこととしている日によるものとされています（基通9-1-1、2）。

したがって、その事業者が継続して棚卸資産の譲渡等を行ったこととしている日が、登録日以後となる取引について、インボイスを交付することになります。

【棚卸資産の販売の場合（出荷基準）】



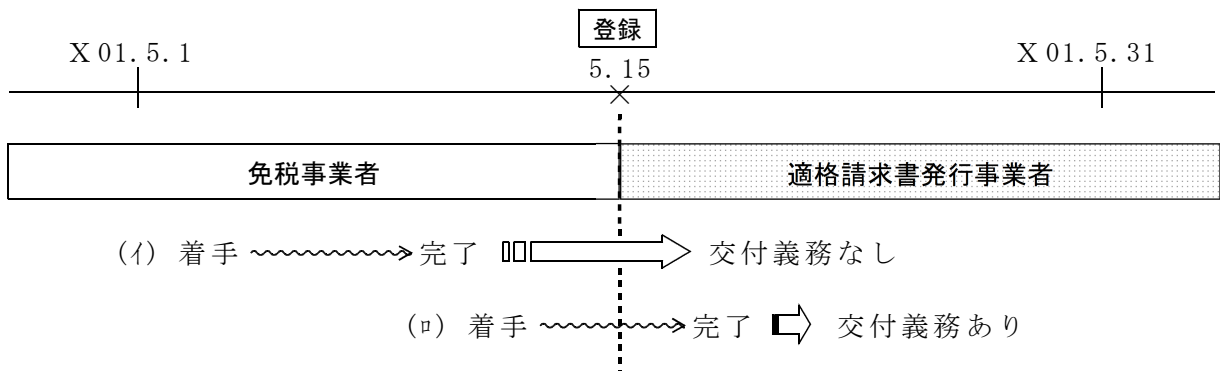
② 役務提供の場合

役務提供を行った日は、原則として、物の引渡しを要するものについては、その目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しないものについては、その約した役務の全部を完了した日となります（基通 9－1－5）。

法人が行う役務の提供が保守点検などの役務提供である場合、その保守点検が完了した日が登録日以後であるならば、その保守点検料等の全額につきインボイスを交付することになります。

（注） 保守点検が完了した日が登録日以後である場合、その保守点検料については、登録前の期間に係るものについて日割計算などは行わず、全額を課税売上げとして消費税の申告を行うこととなります。

【役務提供の場合（完了日）】



③ 資産の貸付けの場合

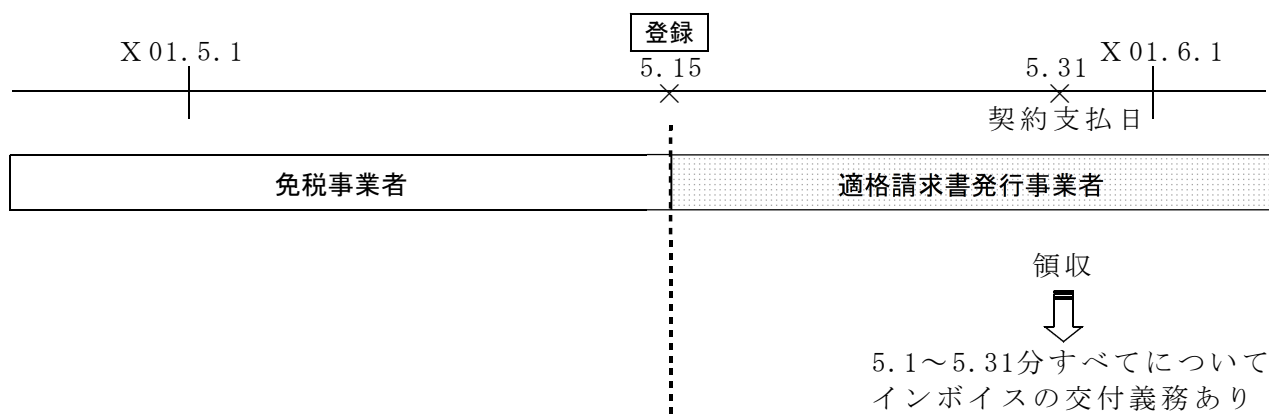
資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額（前受けに係る額を除きます。）を対価とする資産の譲渡等の時期は、その契約又は慣習によりその支払を受けるべき日とされています（基通 9－1－20）。そのため、月の中途に登録を受けた場合においても、月末にその月分の支払を受けることとしているなど、使用料等の支払を受けるべき日が登録日以後となるのであれば、その月分の使用料等の全額につきインボイスを交付することになります。

（注） 資産の譲渡等がその支払を受けるべき日に行われたことになるため、その登録を受けた月分の使用料等については、登録前の期間に係るものについて日割計算などは行わず、その全額を課税売上げとして消費税の申告を行うこととなります。

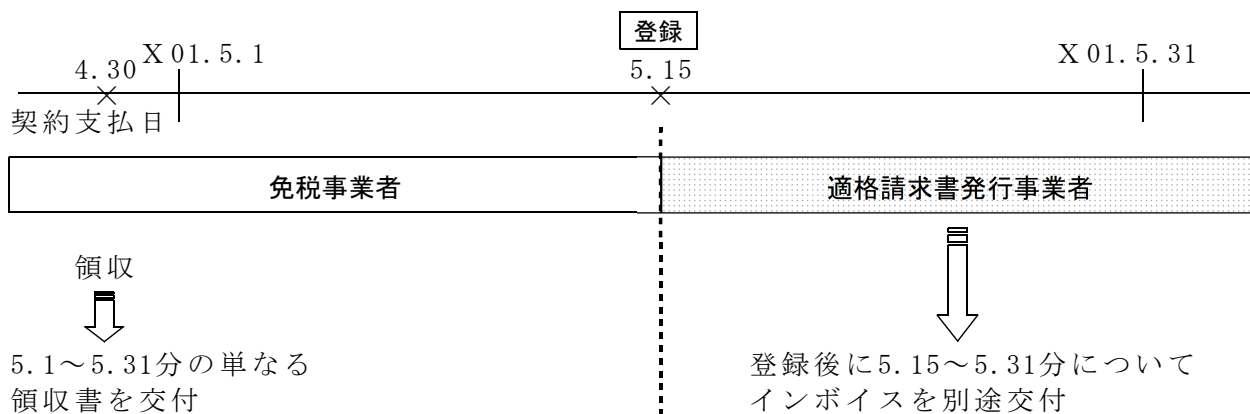
一方、前受けに係るもの（翌月分を当月末に前払いで受けるようなもの）である場合には、その資産の譲渡等の時期は、原則として現実に資産の譲渡等を行った時となるため、登録日前の取引と登録日以後の取引に区分するなどの対応が必要となります。

この場合、インボイスではない領収書を先に交付し、登録通知を受け登録日が判明した後に、インボイスとなる部分を区分して交付するなどの方法によることもできます。

【当月分を当月末に受領する契約の場合】



【翌月分を当月末に受領する契約の場合】



(注) 買手側の処理

買手側においては、支払金額の総額からインボイスとして交付を受けた金額（5.15～5.31分）を差し引いた金額を5月1日から14日までの分の対価の額として追記することによって、その金額により区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の経過措置（仕入税額の80%、50%の控除）の適用を受けることができます。

< 参考 >

～個人事業者の場合～

個人事業者の場合には、「その契約又は慣習によりその支払を受けるべき日」に収入計上することが原則となります。そのため5月分は4月30日が資産の譲渡等の時期になることから、インボイスの交付は行わないのではないのでしょうか。

なお、個人事業者が所得税法で定める「前受未収の経理」を行っている場合には、上記の【翌月分を当月末に受領する契約の場合】と同様になるものと考えます。

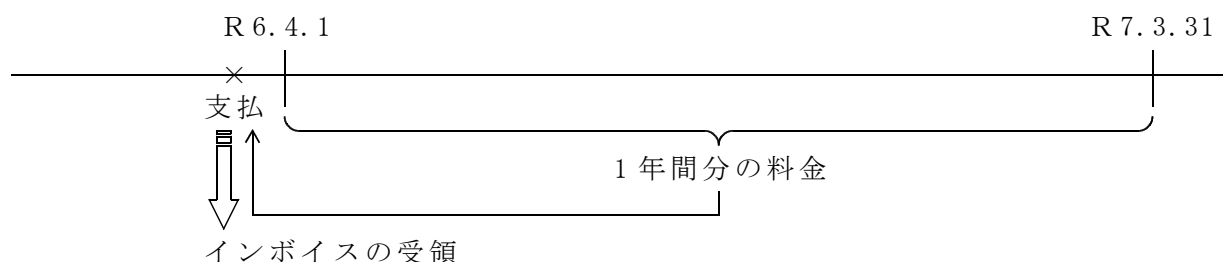
2 買手側の留意点

(1) 短期前払費用の取扱い

短期前払費用については、インボイス制度開始後、相手方から交付を受けるその請求書等がインボイスである場合には、引き続き、その支出した日の属する課税期間において仕入税額控除の適用を受けることができます（「インボイスQ & A」問98）。

また、その短期前払費用に係る課税仕入れが、適格請求書発行事業者から行われるものである場合には、その支出した日の属する課税期間においてインボイスの交付を受けられなかったとしても、事後にインボイスが交付されることを条件に、その支出した額を基礎として仕入税額控除の適用を受けることができます。

【短期前払費用】



なお、その短期前払費用に係る課税仕入れが、「仕入税額控除の経過措置」の適用を受けるものである場合には、区分記載請求書等の保存を要件として、その支出した日の属する課税期間において、仕入税額相当額の80%又は50%部分について、同様の取扱いになるものと考えます。

<参考>

～契約変更等が発生した場合～

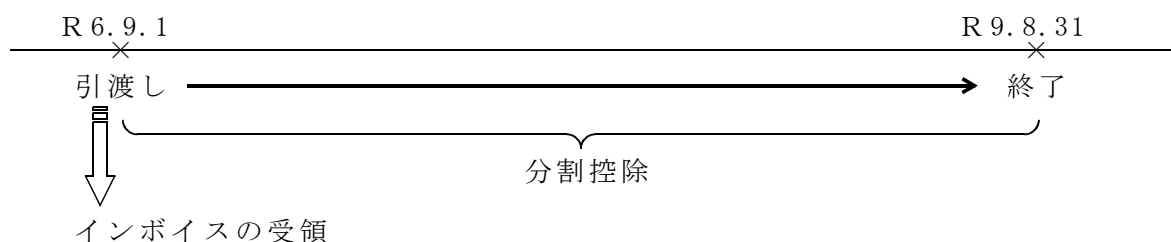
短期前払費用として仕入税額控除の適用を受けた金額が契約変更等により変動した場合やその売手側が適格請求書発行事業者の登録を取りやめたような場合については、これらの事由が確定した日の属する課税期間において、その差額を修正することになります（「インボイスQ & A」問96、98）。

(2) 所有権移転外ファイナンスリース

所有権移転外ファイナンスリース取引については、そのリース資産の引渡しを受けた日に資産の譲受けがあったものとして、その引渡しを受けた日の属する課税期間において一括して仕入控除税額を行う「一括控除」が原則となります（基通11-3-2）。

一方、賃借人が賃貸借処理をしている場合には、そのリース料について、その支払うべき日の属する課税期間において仕入税額控除を行う「分割控除」も認められます。

【分割控除の場合】



ここで、そのリース取引については、通常であれば、リース資産の引渡し時にそのリース料総額に対するインボイスが交付されることとなります。そのため、そのリース取引について、賃借人が分割控除を選択している場合には、そのリース資産の引渡し時に交付を受けたインボイスを保存することによって、その支払うべき日の属する課税期間ごとに仕入税額控除の適用要件を満たすこととなります（「インボイスQ&A」問99）。

なお、そのインボイスについては、リース料の最終支払期日（リース取引について賃貸借処理により計上する最後の課税仕入れ）の属する課税期間の確定申告期限から7年間保存する必要があります。

(3) 郵便切手類や物品切手等の取扱い

従来、郵便切手類又は物品切手等を購入した事業者が、その購入した郵便切手類又は物品切手等のうち、自ら引換給付を受けるものについて、継続してその購入日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合には、これが認められていました。

インボイス制度開始後においても、これらの郵便切手類又は物品切手等のうち、「一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができるもの」（「郵便特例」又は「回収特例」の適用を受けるもの）については、引き続き、その購入時に仕入税額控除の適用を受けることができます（「インボイスQ&A」問100）。

なお、上記の「回収特例」の適用を受ける物品切手等以外の物品切手等（商品券、プリペイドカードなど）については、購入時ではなく、その引換給付を受けた時に仕入税額控除の適用を受けることとなります。

【郵便切手類又は物品切手等の仕入税額控除の時期】

種 類	仕入税額控除の時期
郵便切手類	購入時
物品切手等（回収特例の適用を受けるもの）	購入時
上記以外の物品切手等（商品券、プリペイドカードなど）	引換給付時

一方、従来、物品切手等の引換給付による課税仕入れに係る支払対価の額は、事業者がその物品切手等の取得に要した金額とされてきました。しかし、インボイス制度においては、インボイス等の保存によって仕入税額控除を行うわけですから、物品切手等の取得（購入）に要した金額の如何にかかわらず、そのインボイス等に記載された金額を基礎として仕入税額控除の適用を受けることとなります（「インボイスQ&A」問101）。

たとえば、9,000円で購入した額面10,000円の商品券で10,000円の課税物品を購入した場合、受領したインボイスに記載されている金額は10,000円となりますから、原則として、その10,000円を基礎として仕入税額控除を行うこととなります。ただし、この方法による場合、取得に要した金額と額面金額との差額を雑収入等として計上する必要があるため、従来どおり、その取得に要した金額によって仕入税額控除を行っても差し支えないようです（「お問い合わせの多いご質問（令和6年5月版）」問⑥）。

なお、「回収特例」の適用を受ける物品切手等については、物品切手等自体に簡易インボイスの記載事項が記載されているわけですから、その記載された金額に基づいて仕入税

額控除を行うこととなります。

また、郵便切手類については、インボイス等が交付されませんから、従来どおり、その郵便切手類の取得に要した金額を基礎として仕入税額控除を行うこととなります（消基通11-4-3）。

【郵便切手類又は物品切手等による課税仕入れに係る支払対価の額】

種 類	支払対価の額
郵便切手類	取得に要した金額
物品切手等（回収特例の適用を受けるもの）	簡易インボイスである チケット等の記載金額
上記以外の物品切手等（商品券、プリペイドカードなど）	インボイス等の記載金額 又は 取得に要した金額

< 参考 >

～物品切手等を割増価格にて購入した場合～

「回収特例」の適用を受ける物品切手等以外の物品切手等について、割増価格で購入した場合、あくまでも受領したインボイス等に記載された金額を基礎として仕入税額控除を行うことになり、その取得に要した割増価格による仕入税額控除は認められないようです（「お問い合わせの多いご質問（令和6年5月版）」問⑥）。